

岩手県広域防災拠点整備構想

平成25年2月
広域防災拠点整備構想委員会
岩手県

目次

第1章 構想策定の目的等	1
1 背景と目的	1
2 東日本大震災津波における支援拠点の設置状況	1
(1) 物資集積拠点の設置状況	1
(2) 広域医療搬送拠点の設置状況	2
(3) 市町村の後方支援拠点等の設置状況	4
3 東日本大震災津波への対応を踏まえた課題	7
4 構想策定に当たって想定する災害	7
(1) 地震災害	7
(2) 津波災害	9
(3) 火山災害	10
《参考1》 国等における広域防災拠点整備の動向	13
第2章 広域防災拠点整備構想委員会における議論等	15
1 広域防災拠点整備構想委員会における議論	15
(1) 広域防災拠点整備構想委員会の設置	15
(2) 第1回委員会における議論の経過	17
(3) 第2回委員会における議論の経過	18
(4) 第3回委員会における議論の経過	18
2 構想策定に当たっての基本的考え方	19
第3章 本県における広域防災拠点整備の基本的考え方	20
1 本県における広域防災拠点の定義等	20
(1) 広域防災拠点の定義	20
(2) 広域防災拠点の災害対応（支援展開）イメージ	21
2 広域防災拠点の備えるべき機能	24
(1) 国・他県における広域防災拠点の機能の検討状況	24
(2) 本県における広域防災拠点に備えるべき機能についての基本的考え方	26
《参考2》災害時の通信手段の確保に関する国の動き	29
(3) 広域支援拠点に備えるべき機能	30
(4) 後方支援拠点に備えるべき機能	30
(5) 平時における活用	30
3 広域防災拠点の配置形態	31
(1) 機能配置の形態	31
(2) 広域支援拠点の配置形態	32
(3) 後方支援拠点の配置形態	33
4 広域防災拠点を配置する地域	34
(1) 本県における広域防災拠点の配置についての基本的考え方	34

(2) 広域支援拠点の配置地域	34
(3) 後方支援拠点の配置地域	35
5 広域防災拠点の整備イメージ	36
第4章 具体化に向けた今後の取組（平成25年度以降の取組）	38
1 構想実現に向けた計画の策定	38
(1) 広域防災拠点の具体的な位置の決定	38
(2) 広域防災拠点整備計画（仮称）の策定	38
(3) 広域防災拠点整備までのスケジュール	39
2 広域的な連携体制の構築	40
(1) 広域防災拠点と県内市町村との連携	40
(2) 県外で災害が発生した場合の広域防災拠点の対応の方向性	40
3 国との連携と役割分担	41
岩手県広域防災拠点整備構想の概要	42
パブリック・コメント、意見照会等で提出された主な意見と検討結果	43
用語説明	51
資料編	別冊

第1章 構想策定の目的等

本章では、本県において、広域防災拠点整備構想を策定する背景や目的を明らかにするとともに、構想策定の前提となる東日本大震災津波への対応状況や課題、県内で発生が懸念される大規模災害、国や他県における動向等を整理していく。

1 背景と目的

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生したマグニチュード 9.0 の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震は、本県に未曾有の人的・物的被害をもたらした。
- この東日本大震災津波における県の災害対応を検証した、「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」(平成 24 年 2 月岩手県) では、県の物資集積拠点が未設定、物資の備蓄や物資供給等の支援体制が不十分といった課題が明らかとなつた。
- また、遠野市等による沿岸被災市町村への物資供給等の後方支援活動が重要な役割を果たしたが、こうした後方支援活動を担った市町村と県との連携が不足したという課題も明らかとなつた。
- こうしたことから、東日本大震災津波のような広域的な大規模災害に対応するためには、物資の受入・分配機能等を有する広域防災拠点の整備が必要であり、「岩手県東日本大震災津波復興計画」(平成 23 年 8 月策定) 及び「いわて県民計画第 2 期アクションプラン」(平成 24 年 1 月策定) にも位置付けながら、広域防災拠点の整備に取り組むこととし、平成 24 年度から広域防災拠点整備構想の策定を行うこととしたところである。
- この構想は、東日本大震災津波における災害対応の検証を踏まえ、広域的な大規模災害に対応可能な防災体制を構築するため、広域的な応急復旧活動の拠点となる広域防災拠点の整備に関する基本的な考え方について定めることを目的とする。

2 東日本大震災津波における支援拠点の設置状況

(1) 物資集積拠点の設置状況

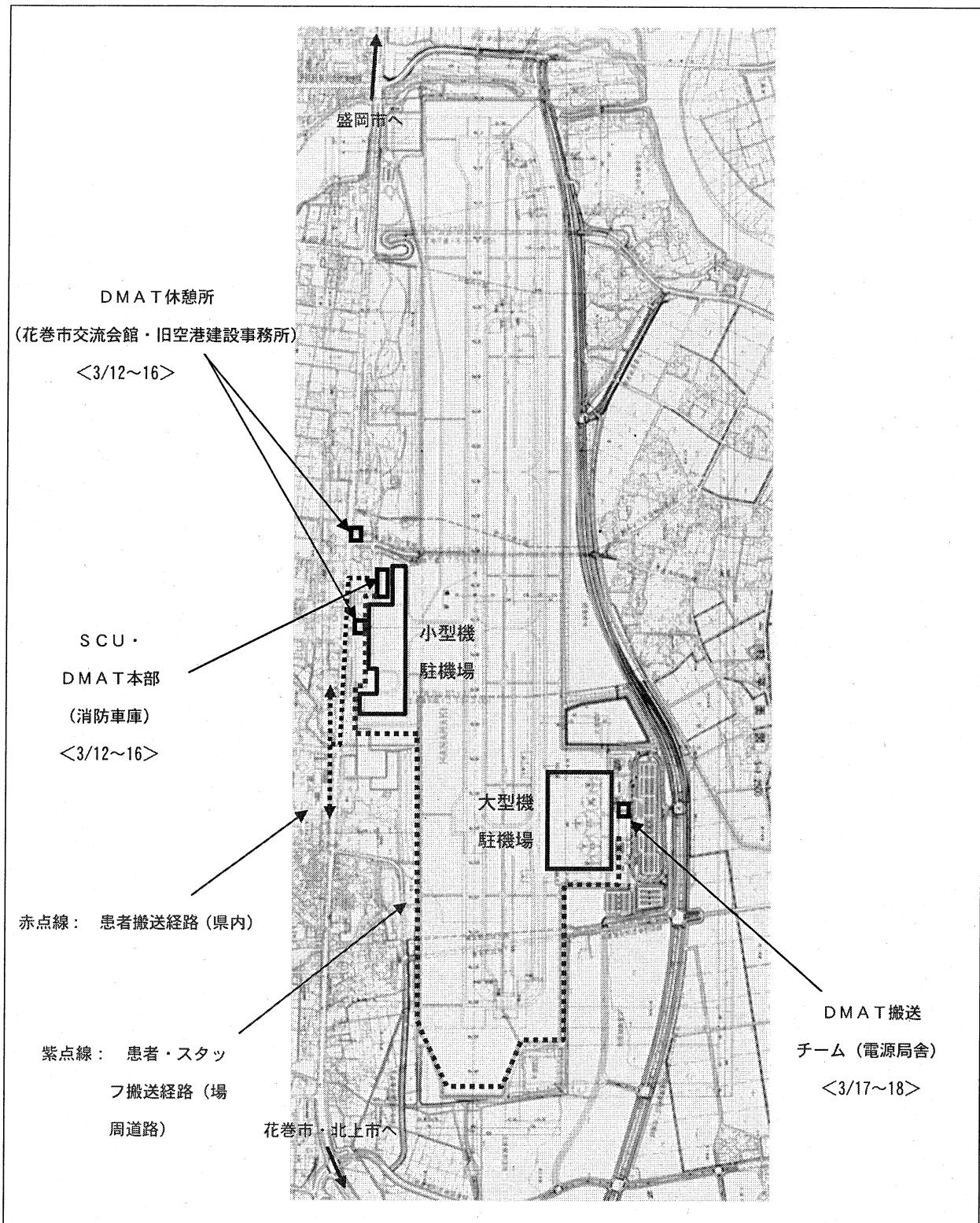
- 東日本大震災津波においては、主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には 5 万人を超える避難者がいたことから、大量の支援物資が必要となつた。一方で、沿岸市町村の中心部が壊滅的な被害を受け、市町村内で物資を調達することが困難なことから、内陸地域からの物資供給を必要とした。
- 県による物資の受入れ等については、発災当日の 3 月 11 日深夜から岩手県消防学校を、翌 12 日から(株)純情米いわて物流センターを、さらに 13 日からは全農県本部全農支援センターをそれぞれ使用して実施したが、いずれも手狭であったこと等から、岩手産業文化センター(通称「アピオ」)を物資集積拠点に位置付け、15 日から使用を開始した。空輸された支援物資は、花巻空港を拠点とし、敷地内の除雪車庫に集積の上、被災地支援拠点に輸送した。

- 物資の輸送や在庫管理、仕分けについては、発災当初は県が行ったが、3月16日頃からは、(社)岩手県トラック協会や宅配会社の協力を得て行う方式に切り替えて対応した。

(2) 広域医療搬送拠点の設置状況

- 東日本大震災津波においては、特に沿岸部の医療機関が津波により大きな被害を受け、その多くが診療機能を失い、患者受入機能も大きく低下した。直接的な津波被害を受けなかつた災害拠点病院は、概ね診療機能を維持し、発災直後からD M A T (災害派遣医療チーム)の参集拠点となる等、地域の災害医療の拠点となつたが、長期間に及ぶ停電や燃料不足によつて、施設機能が十分に働かなかつたことや、食料品、水、医薬品等の物資の供給が滞つたこと、さらには通信の途絶等から、医療活動に大きな支障を來した。
- こうした中で、沿岸部の入院患者受入機能の低下、さらには多くの重症患者の発生に対応するため、広域医療搬送拠点を花巻空港及び岩手県消防学校に設置し、参集したD M A Tにより、ヘリコプターで搬送された患者のトリアージ、応急処置等を行つた後、内陸部の病院や県外の病院への広域搬送を実施した。
- なお、本県では、今回のような沿岸部の大津波被害を想定して、平成22年8月の県総合防災訓練において、花巻空港を会場とした広域医療搬送訓練を実施していたため、迅速かつ円滑に、域外への広域搬送がなされた。
- 東日本大震災津波において、花巻空港に設置されたS C U (広域医療搬送拠点に設置する臨時医療施設)の活動図は、図1-1のとおりである。

図1-1 SCU活動図（花巻空港）



(3) 市町村の後方支援拠点等の設置状況

- 東日本大震災津波において、岩手県市長会では、平成 23 年 3 月 18 日、沿岸被災市町村への支援物資を効果的、効率的に被災者へ届けるため、内陸部等の 4 市を選定し、協力依頼の上、支援ブロックを基本とした支援物資の集配、運搬等の後方支援活動を実施した（表 1-1 のとおり）。

表 1-1 岩手県市長会による沿岸被災市町村への後方支援活動

	後方支援拠点市		支援ブロック (自治体名)
		拠点施設名	
1	久慈市	久慈市役所	【県北】 洋野町、普代村、野田村
2	盛岡市	旧農林中金盛岡支店	【県央】宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、 田野畠村
3	遠野市	稲荷下屋内運動場	【県南 1】 釜石市
4	一関市	一関市役所	【県南 2】 大船渡市、陸前高田市

出典：地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書
(平成 23 年 12 月総務省消防庁)

- 岩手県市長会による沿岸被災市町村への後方支援活動のほか、市町村個々の取組として、様々な後方支援活動が行われたが、その取組の例として、遠野市等の取組を以下に整理する。
- 遠野市は、大槌町、釜石市、大船渡市に車で 1 時間ほどの距離にあり、明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、チリ地震津波等による沿岸地方の津波被害を踏まえ、発生が予想された「宮城県沖地震」に備え、災害時には沿岸市町村への支援拠点として機能することを想定し、平成 19 年度に沿岸地域の 7 市町と協議会を設立し「後方支援拠点施設整備推進構想」を策定。臨時ヘリポートや後方支援拠点として活用できる運動公園を整備したほか、平成 20 年には、東北方面隊震災対処訓練（みちのく A L E R T 2008）を実施してきた。
- 東日本大震災津波において、自衛隊は、発災直後（3 月 12 日）から、第 9 師団を中心とする部隊が遠野市に駐留し、ここを拠点としながら被災市町村に対する各種後方支援活動を展開した。遠野市も、これに呼応して自衛隊の活動に協力するとともに、発災直後から、市民ボランティアによる被災地への炊出し（おにぎり）の提供等を行った（3 月 11 日～4 月 8 日。同月 9 日以降は県が対応）。
- また、遠野市には、全国各地から支援物資が大量に送付されたことから、県が指定する物資集積拠点（アピオ、花巻空港等）とは別に、物資の集配拠点としても機能し、県市長会及び県町村会を通じて全国市町村から救援物資を受け入れる際の集配拠点にも位置付けられた。この他、遠野市は、静岡県等の他の都府県等の職員が駐在し、支援活動を行う拠点にもなった。

➤ このように、遠野市は、発災直後から、自衛隊等の支援部隊が遠野市に集結したほか、沿岸被災市町村への支援物資の集配拠点となり、また、応援自治体や災害ボランティア等の活動拠点となるなど、沿岸被災市町村に対する後方支援拠点として大きな役割を果たした（遠野支援基地の状況は以下のとおり）。

【集結した支援機関等の状況】

自衛隊、警察、消防、他県・市町村等行政（静岡県、東京都武蔵野市、東京都調布市、青森県、大阪府、東京都等）、関係団体（電気、通信、水道、医療、福祉、報道等）、ボランティア団体・企業・大学等。

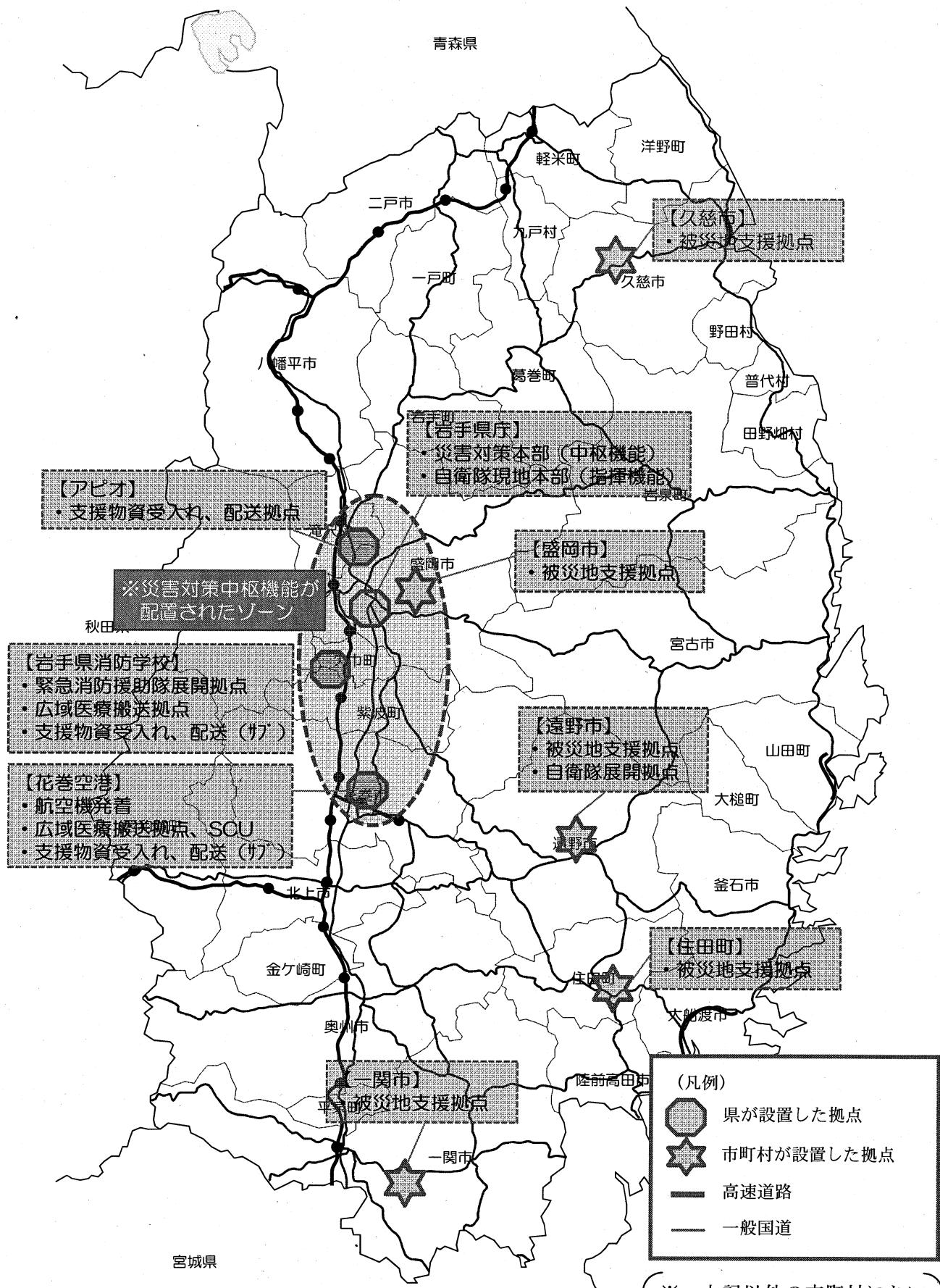
【沿岸被災地域への後方支援活動】

- 災害ボランティア体制整備（H23.7.18まで延べ10,057人登録）
- 支援機関等の支援活動の拠点
- 市職員被災者支援派遣隊の派遣（市職員、武蔵野市職員、ボランティアをH23.3.19～4.3延べ459人）、沿岸自治体避難所への市職員派遣（釜石市に延べ24名、陸前高田市に2名）
- 被災地からの避難者の受け入れ（釜石市、大槌町等からH23.7.18現在市内個人住宅等171軒に380人）
- 市内避難者への物資支援、保健師等による避難所巡回
- 雇用促進住宅の入居申込み募集（入居決定55世帯）
- 遠野型応急仮設住宅建設を決定（H23.5.24。建設戸数40戸）。H23.7.16に開所式を実施。終了後、順次入居を開始
- 救援物資の沿岸被災地域への搬送
- 個別被災者への支援物資提供を遠野市稲荷下屋内運動場で実施

出典：東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書（岩手県）から一部抜粋

- 遠野市のほか、住田町においても、発災直後（3月12日）から、大船渡市及び陸前高田市を対象に、救援物資の提供、消防団による捜索活動、婦人消防協力隊等による炊出し（おにぎり）の提供を行う等の後方支援活動を行っている。
- 以上のような東日本大震災津波における県・市町村等の支援拠点の設置状況を、岩手県地図上に落とし込むと、図1-2のとおりとなる。

図1－2 県・市町村等の主な支援拠点設置状況



3 東日本大震災津波への対応を踏まえた課題

➤ 県が行った東日本大震災津波に係る災害対応の検証の結果、「物資の備蓄・支援」や「後方支援体制」について、次のような課題が明らかとなった。

【物資の備蓄・支援】

- 物資の備蓄が十分でなかったこと。
- 物資の供給等の広域での支援体制が事前に十分に定まっていなかったこと。
- 被災地への支援物資の供給に関し、県等の物資集積拠点等が事前に定まっておらず、その選定に時間を要したこと。

【後方支援体制】

- 発災当初、(沿岸被災地の後方支援活動を行う)遠野市との連携が十分ではなかったこと。
- 内陸部と沿岸部を結ぶ幹線道路の寸断により、内陸部市町村からの支援が困難な時期があったこと。

➤ このような課題に対する改善の方向性であるが、まず、備蓄関係については、県及び市町村、県民並びに事業所それぞれにおける食料・生活必需品等の備蓄を促進するものとし、県地域防災計画の中に「食料・生活必需品等の備蓄計画」として新たに節を設けた。

➤ また、県地域防災計画において、県が指定する防災拠点等に、物資集積拠点として岩手産業文化センター（アピオ）を加えるとともに、検証報告書においては、物資受入れ・集配、備蓄機能等を有する広域防災拠点等の整備を検討することが必要であるとした。

➤ 発災当初、(沿岸被災地の後方支援活動を行う)遠野市と県との連携が十分でなかったのは、後方支援体制について、県の体制が明確ではなかったことによるため、検証報告書において、県として、広域防災拠点の枠組みの中で、遠野市のような後方支援拠点を位置付けることが必要であるとした。

4 構想策定に当たって想定する災害

➤ 本県における広域防災拠点は、県内で発生が懸念される大規模災害に対応することを基本に、構想策定に当たって想定する災害は、県地域防災計画で広域に被害が及ぶと考えられている大規模災害とし、これらの災害想定も踏まえ、広域防災拠点の具体的な配置を決定することとする。

➤ なお、東日本大震災津波では、他の都道府県や県外市町村から沿岸被災市町村に対して多くの人的・物的な支援が行われたことも踏まえ、本県の広域防災拠点については、県外で発生する大規模災害への対応も想定するものとする。

(1) 地震災害

➤ 本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、県地域防災計画では、内陸直下型地震については、北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については、平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想

定している。

- このため、構想策定に当たって想定する地震災害については、これらの内陸直下型地震と海溝型地震とする。
- なお、主な想定地震毎の被害想定は、表1-2及び1-3のとおりである。

表1-2 主な想定地震毎の被害想定（内陸直下型地震）

項目	北上低地西縁断層群北部地震		北上低地西縁断層群南部地震
	A(南側から破壊)	B(北側から破壊)	
断層の原点	北緯 39.64°、東経 141.13°、深さ 1.0 km		北緯 39.35°、東経 140.99°、深さ 1.0 km
規模	M7.4		M7.3
最大震度	震度6弱		震度6弱
最大震度を示した地域	滝沢村～花巻市	矢巾町～北上市	奥州市胆沢区～花巻市
主な被害想定	<p>【人的被害】 死者数 97人、負傷者数 1,484人、り災世帯数 3,604世帯、り災者数 10,947人 〔冬・夕方の場合〕 【建築物被害】 大破壊 5,313棟</p>	<p>【人的被害】 死者数 6人、負傷者数 230人、り災世帯数 1,084世帯、り災者数 3,568人 〔冬・夕方の場合〕 【建築物被害】 大破壊 1,559棟</p>	<p>【人的被害】 死者数 11人、負傷者数 350人、り災世帯数 1,137世帯、り災者数 3,745人 〔冬・夕方の場合〕 【建築物被害】 大破壊 1,763棟</p>

出典：県地域防災計画・資料編から一部抜粋

表1－3 主な想定地震毎の被害想定（海溝型地震）

項目	1968年十勝沖地震をもとにした地震	岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
断層の原点	北緯 41.80°、東経 143.04°、深さ 0 km	北緯 39.50°、東経 144.00°、深さ 0 km
規模	M7.9	M8.0
最大震度	震度 5 強	震度 5 強
最大震度を示した地域	洋野町（旧種市町）～岩泉町	岩泉町～陸前高田市
主な被害想定	<p>【人的被害】 死者数一人、負傷者数一人、り災世帯数 7 世帯、り災者数 21 人 〔冬・夕方の場合〕</p> <p>【建築物被害】 大破壊 11 棟</p>	<p>【人的被害】 死者数一人、負傷者数一人、り災世帯数 103 世帯、り災者数 319 人 〔冬・夕方の場合〕</p> <p>【建築物被害】 大破壊 183 棟</p>

出典：県地域防災計画・資料編から一部抜粋

- ▶ なお、東北地方太平洋沖地震及び宮城県沖を震源とする余震の概要は、表1－4のとおりである。

表1－4 東北地方太平洋沖地震及び宮城県沖を震源とする余震の概要

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする余震
発生日時	平成 23 年 3 月 11 日(金) 14 時 46 分頃	平成 23 年 4 月 7 日(木) 23 時 32 分頃
震央地名、震源の深さ	三陸沖(北緯 38° 06.2'、東経 142° 51.6')、24 km	宮城県沖(北緯 38° 12.2'、東経 141° 55.2')、66 km
規模	M9.0	M7.2
本県の最大震度	震度 6 弱：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町	震度 6 弱：大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮古 11 日 15 時 26 分 8.5m 以上 釜石 11 日 15 時 21 分 4.2m 以上 大船渡 11 日 15 時 18 分 8.0m 以上 久慈港 8.6m (推定値)	

出典：県災害対策本部調べ

(2) 津波災害

- ▶ 県地域防災計画では、津波対策を構築するにあたり、「発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波」という二つのレベルの津波を想定している。

- このため、構想策定に当たって想定する津波災害については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震における津波のほか、県地域防災計画で、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として定めている想定宮城県沖連動地震津波等を想定する。
- なお、想定宮城県沖連動地震津波の概要は、表 1-5 のとおりである。

表 1-5 想定宮城県沖連動地震津波の概要

項目	想定宮城県沖連動地震津波		
	領域 A 1	領域 A 2	領域 A 3
断層の原点	北緯 38.41°、東経 142.49°、深さ 26 km	北緯 38.20°、東経 142.39°、深さ 26 km	北緯 38.95°、東経 143.52°、深さ 14 km
規模	M8.0		
浸水予測	<p>【最大潮上高】10.8m（大船渡市吉浜）</p> <p>【第1波最短到達時間】およそ 25 分後（宮古市姉吉、山田町小谷鳥、釜石市佐須）</p>		
主な被害想定	<p>【人的被害】 死者数 約 110～1,000 名、重傷者数 約 50～630 名、中等傷者数 約 120～1,500 名</p> <p>【建物被害】 床上（全壊） 約 1,300～4,300 棟、床上（半壊） 約 2,200～5,600 棟、床上（軽微） 約 2,400～3,800 棟、床下浸水 約 1,700～2,200 棟</p>		

出典：県地域防災計画・資料編から一部抜粋

(3) 火山災害

- 本県に影響を与える活火山として、県地域防災計画では、奥羽山脈の北から八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の 4 火山を想定している。岩手山は平成 10 年から地震等火山活動が活発化した経緯がある。火山学的に評価された過去の火山活動度に基づき、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山はランク B、八幡平はランク C に分類（ランク分け）されている。
- このため、構想策定に当たって想定する火山災害については、これら 4 火山の噴火等とする。
- なお、県地域防災計画で定めている岩手山と秋田駒ヶ岳の主な被害想定は、表 1-6 のとおりである。

表1-6 岩手山と秋田駒ヶ岳の主な被害想定

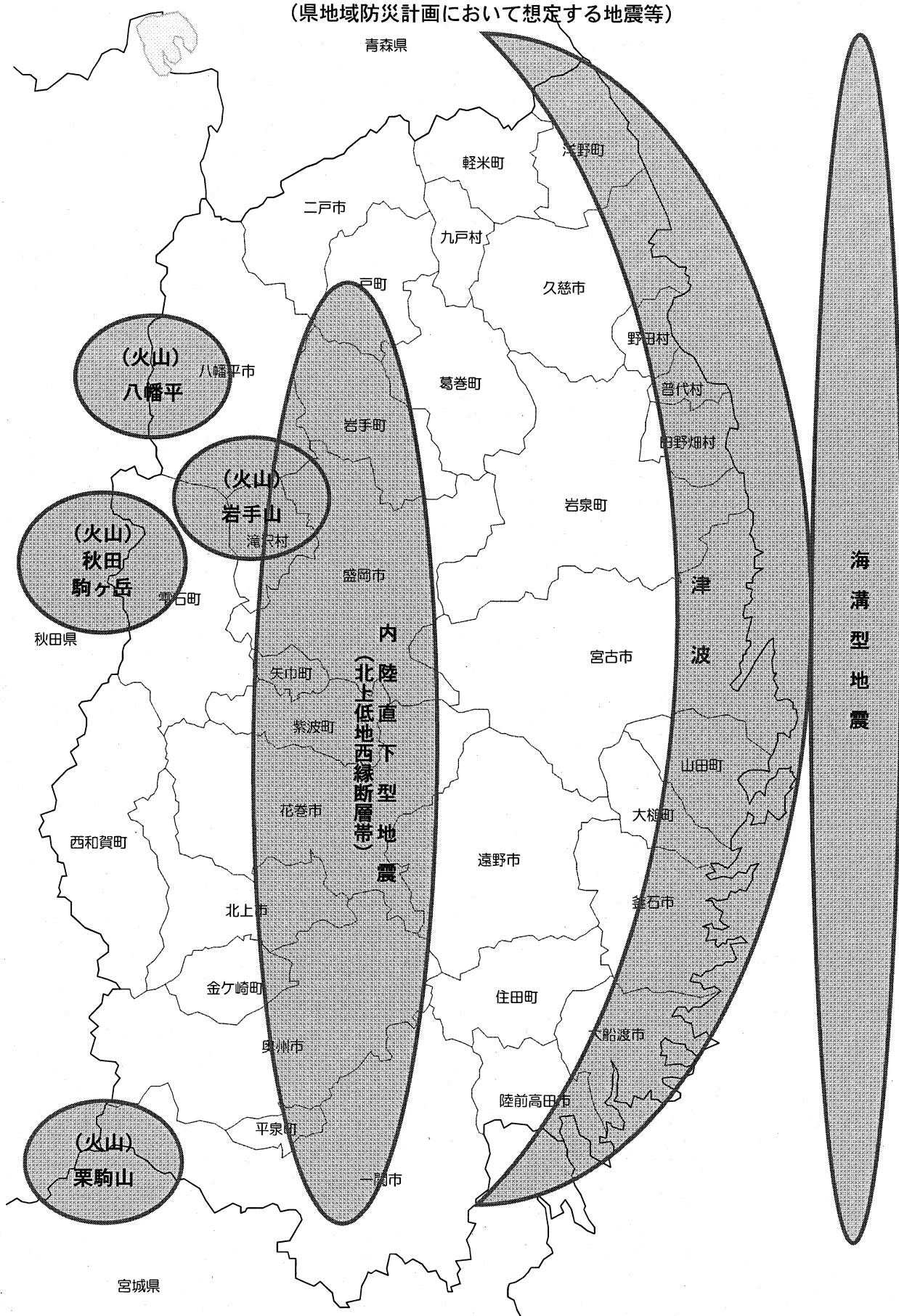
区分	岩手山	秋田駒ヶ岳
噴火規模・ 態様	<p>【西岩手】 水蒸気噴火（約3,200年前の噴火と同程度）、噴出量1,000万m³</p> <p>【東岩手】 マグマ噴火（1686年の噴火と同程度）、噴出量8,500万m³</p>	<p>【北部カルデラ】 マグマ噴火（過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度）、噴出量1,400万m³</p> <p>【南部カルデラ】 マグマ噴火（過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度）、噴出量8,100万m³</p>
火山噴火の現象	<p>【西岩手】 降下火碎物（火山灰）、噴石、土石流</p> <p>【東岩手】 降下火碎物（火山灰）、噴石、溶岩流、火碎流、火碎サージ、土石流、火山泥流</p>	<p>【西岩手・東岩手】 降下火碎物（火山灰）、噴石、溶岩流、火碎流、火碎サージ、土石流、火山泥流</p>
影響を受ける市町村	盛岡市、八幡平市、零石町、滝沢村	零石町

出典：県地域防災計画から一部抜粋

- 以上の構想策定に当たって想定する地震災害、津波災害、火山災害を岩手県地図上に落とし込むと、図1-2のとおりとなる。

図1-2 広域防災拠点構想策定に当たって想定する災害

(県地域防災計画において想定する地震等)



《参考1》国等における広域防災拠点整備の動向

1 国の基幹的広域防災拠点整備の動向

国の「防災基本計画」（平成24年9月）における「防災中枢機能等の確保、充実」では、「国〔内閣府等〕は、立川広域防災基地及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する」と定められている。

この基幹的広域防災拠点とは、「広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設」（首都圏広域防災拠点整備基本構想）であり、「国の現地対策本部、被災府県市の責任者及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として機能する」（京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想）とされている。

国では、平成13年6月の都市再生プロジェクト（第一次決定）において、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に、災害対策活動の核となる基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備することとし、整備計画の策定に着手すること、さらに、大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、その適正配置を検討することを決定した。

これを受け、国が整備主体となり整備が進められ、首都圏では有明の丘地区及び東扇島地区に東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の整備が完了し、また、京阪神都市圏では堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点の整備が完了した。

これらの基幹的広域防災拠点の概要は、表1-7のとおりである。

表1-7 国の基幹的広域防災拠点の概要

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 (内閣府・国土交通省)	堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点 (国土交通省)
<p>【有明の丘地区（東京都江東区）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東京臨海広域防災公園（約13.2ha）○ 首都直下型地震等の大規模災害時の首都圏広域防災のヘッドクウォーター○ 平成23年4月全面開園 <p>【東扇島東公園（神奈川県川崎市）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東扇島東公園（約15.38ha）○ 首都直下地震等の大規模災害時の緊急物資輸送拠点○ 平成20年4月開園	<ul style="list-style-type: none">○ 大阪府堺市、緑地（27.9ha）○ 東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害に対応○ 港湾に立地し、基幹的広域防災拠点の高次支援機能の位置付け○ 平成24年4月供用開始

なお、立川広域防災基地は、国の災害対策本部予備施設であり、首都直下型地震等が発生した場合に、閣議了解（平成 15 年 11 月 21 日）により国の災害対策本部の設置場所とされている①首相官邸、②内閣府、③防衛省（丸数字は順番）の施設が甚大な被害を受け、政府の災害対策本部の運営を行うことができないような事態が生じたときには、同基地に災害対策本部が設置され、国の災害応急対策活動の拠点となる。

2 他県の広域防災拠点整備の動向

本県における広域防災拠点整備構想策定の参考にするため、各都道府県における広域防災拠点の整備状況等について調査を行った（平成 24 年 2 月 29 日に調査実施）。

この調査結果によると、平成 24 年 3 月時点において、すでに広域防災拠点を整備済みであるのが 22 都県、未整備（構想・計画を策定済みを含む）は 21 道県という状況となっている。

第2章 広域防災拠点整備構想委員会における議論等

本章では、構想策定のために設置した広域防災拠点整備構想委員会での議論の経過を整理し、構想策定に当たっての基本的考え方を提示することとする。

1 広域防災拠点整備構想委員会における議論

(1) 広域防災拠点整備構想委員会の設置

- 「岩手県東日本大震災津波復興計画」及び「いわて県民計画第2期アクションプラン」において、広域防災拠点の整備に取り組むこととし、平成24年度から広域防災拠点整備構想の策定を行うこととしたところである。
- これを受けて、東日本大震災津波の災害対応の検証を踏まえながら、津波等の大規模災害に対応可能な広域防災拠点及び広域防災体制等の整備に関する構想を策定するため、有識者、市町村、消防、自衛隊、医療・物流関係者12名からなる広域防災拠点整備構想委員会（以下「委員会」という。）を設置した（設置年月日：平成24年4月18日、事務局：岩手県総務部総合防災室）。委員名簿は表2-1のとおりである。

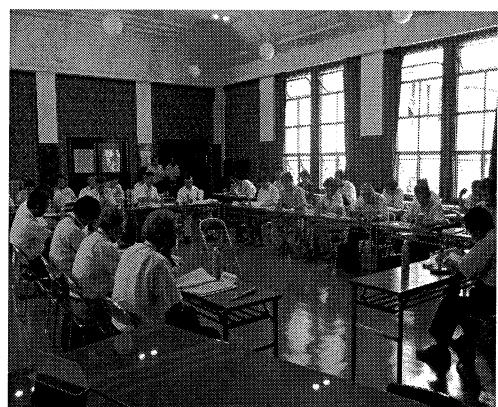
表2-1 広域防災拠点整備検討委員会の委員名簿

職名	氏名	所属・職名
委員長	齋藤 徳美	放送大学岩手学習センター所長
副委員長	堺 茂樹	岩手大学地域防災研究センター教授
委員	菊地 昭夫	盛岡市総務部長
"	菊池 保夫	遠野市総務部長
"	小谷地 英正	野田村総務課長
"	佐藤 耕造	社団法人岩手県トラック協会専務理事
"	柴田 義孝	岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授
"	田村 圭子	新潟大学危機管理室教授
"	長岡 利明	岩手県消防長会長
"	眞瀬 智彦	岩手県立中部病院第一脳神経外科長兼災害医療科長
"	南 道行	陸上自衛隊第九特科連隊長
"	元田 良孝	岩手県立大学総合政策学部教授

- 第1回委員会において、委員の互選により、委員長には放送大学岩手学習センター所長の齋藤徳美氏、副委員長には岩手大学地域防災研究センター教授の堺茂樹氏がそれぞれ就任した。
- 委員会は、年5回開催し、構想の策定に向けて、本県における広域防災拠点の必要性、機能・配置等について議論を行った。委員会の開催状況は表2-2のとおりである。

表2-2 委員会の開催状況

開催年月日	協議事項等
第1回委員会 (平成24年5月7日開催)	<input type="radio"/> 岩手県における広域防災拠点整備の考え方等 <input type="radio"/> 構想策定の進め方 <input type="radio"/> 広域防災拠点の必要性
第2回委員会 (平成24年7月30日開催)	<input type="radio"/> 広域防災拠点整備構想策定の進め方(報告) <input type="radio"/> 広域防災拠点の機能等
第3回委員会 (平成24年9月14日開催)	<input type="radio"/> 岩手県における広域防災拠点の整備イメージ <input type="radio"/> 広域防災拠点の機能 <input type="radio"/> 広域防災拠点の配置(位置) <input type="radio"/> 県外で発生する災害への広域防災拠点の対応の方向性
第4回委員会 (平成24年11月14日開催)	<input type="radio"/> 構想骨子素案 <input type="radio"/> 平成25年度以降の取組
第5回委員会 (平成25年1月16日開催)	<input type="radio"/> 構想最終案の取りまとめ <input type="radio"/> 平成25年度の取組



(写真 委員会の様子)

(2) 第1回委員会における議論の経過

➤ 第1回委員会では、岩手県における広域防災拠点整備の考え方や構想策定の進め方、広域防災拠点の必要性について議論を行い、委員から以下のような意見が出された。

【広域防災拠点整備の考え方等】

- 本県の広域防災拠点は、国等の広域防災拠点とは地域特性や災害想定が異なるので、認識の共有が必要。
- 広域防災拠点の機能や位置は、網羅的に検討し、最終的にどういう機能をどこに置くかという流れで議論。

【構想策定の進め方】

- 県外（隣接県、全国規模）の災害想定を明確に。
- 広域防災拠点の平常時の使い方と管理体制をどうするかの検討が必要。
- 交通アクセスが機能として重要、また、災害時でも機能する情報通信のあり方についても検討する必要。
- 広域防災拠点は、発災直後の局面に対応し、ハコモノだけではなくシステムもあわせて検討する必要。
- 人の移動拠点、物流拠点、情報インフラの緊密なネットワークを構築することを目指とする視点。

【広域防災拠点の必要性】

- 大規模災害に速やかに対応できる広域防災拠点のような仕組みは必要。
- 隣接自治体の防災対策との連携も必要、また、情報インフラ、電気、燃料については関係機関等との連携も必要。
- 議論の前提として想定する災害イメージのすり合わせを行いながら検討する必要。

【その他】

- 県庁内の作業部会のメンバーに、情報インフラ関係を扱う部署も入れる必要。

➤ このような議論を踏まえ、委員長総括として、次のような今後の議論の基本的視点を提示した。

【今後の議論の基本的視点】（委員長総括）

- 広域防災拠点は、人の命を守るためにベースとなるところ。
- 主に発災直後からを想定し検討を進めるが、当然、平常時の活用も念頭に。
- 広域防災拠点は、物流、人の移動、情報の伝達の結節的な役割を担う場所であり、それらはネットワーク化。
- 東日本大震災津波における遠野市の取組は一つの良い参考例。それが県内他地域にもあれば有用。
- 広域防災拠点は、県内だけでなく、県境を越えて拡大していく視点も必要。

(3) 第2回委員会の議論の経過

➤ 第2回委員会では、前回の委員会で提示された今後の議論の基本的視点を踏まえ、第2回委員会以降における議論の進め方を再整理するとともに、広域防災拠点に備えるべき機能等について議論を行った。機能等について委員から出された主な意見は以下のとおりである。

【広域防災拠点の機能等】

- 広域防災拠点と後方支援拠点の違いがわかるように、広域防災拠点のイメージをもつと踏み込んで提示する必要。
- 広域防災拠点は県内にくまなく設置されることが理想的。
- 沿岸部だけでなく、内陸部が被災した場合の広域防災拠点の活用バージョンを示す必要。
- 後方にもロジスティックスの機能が必要。
- 現地に集結した支援部隊の横の連携を調整する機能も必要。
- ヘリコプターやヘリポートの確保も重要。
- 情報は、複数の異なったネットワークをうまく重層的に組み合わせる必要。機動型の拠点も。
- ワイヤレスや衛星は、平常時の活用を考える必要。
- 災害時の時系列での情報の必要性も考慮する必要。
- 市町村の役割、市町村施設の活用、県と市町村の連携について整理する必要。
- 国の動きも情報収集しり合わせをする必要。

➤ このように、広域防災拠点に想定される機能・要件・施設等について、いろいろな意見が出されたため、次回の委員会において、本県における広域防災拠点の整備イメージや機能・配置等について、県としての考え方を提示した上で、引き続き、機能等の整理を行うこととした。

(4) 第3回委員会の議論の経過

➤ 第3回委員会では、事務局から本県における広域防災拠点の整備イメージや機能・配置、県外で発生する災害への対応の方向性について、県としての考え方を提示した上で、議論を行った。委員から出された主な意見は、次のとおりである。

【広域防災拠点の整備イメージ等】

- 広域防災拠点の区分名称を別のものにしたほうがよい（「広域支援拠点」・「後方支援拠点」等）ので、事務局で検討のこと。
- 「広域支援拠点」と「後方支援拠点」にそれぞれ整備する機能については、両方に備えたほうがよい機能もあるので、再整理のこと。
- 広域防災拠点の配置要件の中に「交通アクセスが容易であること」というのがあるが、特に代替路が少ない県北部については、災害時に使用可能かどうか道路面からの点検が必要。
- 津波の場合であっても、港湾を利用した海上からの物資等の支援は有効であるので、沿岸部にも拠点の位置付けが必要。
- 県外で発生する災害への広域防災拠点の対応については、「基本的な考え方」のみを示す方向で再整理のこと。
- 沿岸部にも、地域特性に応じた何らかの拠点をおくことも検討のこと。

2 構想策定に当たっての基本的考え方

- 第3回委員会までの議論で、構想策定に必要となる広域防災拠点の機能、配置等の内容について、一通り委員による議論が行われてきたところであり、これまでの委員会での議論をベースに構想策定を進めることとする。
- また、構想策定に当たっては、第1回委員会で委員長総括として提示された基本的視点を踏まえ、広域防災拠点に備えるべき機能、配置、県外で発生する災害への対応の方向性等について、まとめていくこととする。

第3章 本県における広域防災拠点整備の基本的考え方

本章では、委員会での議論を踏まえ、構想の根幹となる広域防災拠点の定義、機能、配置形態、配置地域に求められる要件等について、基本的な考え方を整理していく。

1 本県における広域防災拠点の定義等

(1) 広域防災拠点の定義

ア 国等における定義

➤ 広域防災拠点の定義については、国の構想・報告書等において、いくつか示されている。

○ 「首都圏広域防災拠点整備基本構想」（平成13年8月27日首都圏広域防災拠点整備協議会、内閣府）

○ 防災拠点とは、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いることが多い。

○ 広域防災拠点とは、市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継基地となる施設等を一般的な名称として呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

○ 「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月総務省消防庁）

広域防災拠点とは、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

イ 本県における定義

- 広大な県土を有する本県においては、内陸部で発生する大規模な地震・火山災害、沿岸部で発生する大規模な地震・津波災害など、広域的に被害が発生する大規模災害に対し、災害対策本部によるオペレーションの下で機動的に対応できるよう、様々な機能を持った防災拠点を県内複数箇所に整備していく必要がある。
- この場合、個々の防災拠点に、様々な機能を備えておくことが必要となる一方で、効率性や物理的な制約から、一定の機能を一つの防災拠点に集約することも想定される。
- このため、本県に整備する広域防災拠点とは、個々の防災拠点が備える機能の違いによって、次に掲げる二つのタイプの防災拠点から構成され（表3-1）、災害時には、相互に連携しながら、一体として防災拠点機能を発揮できる形態のものと定義する（図3-1）。

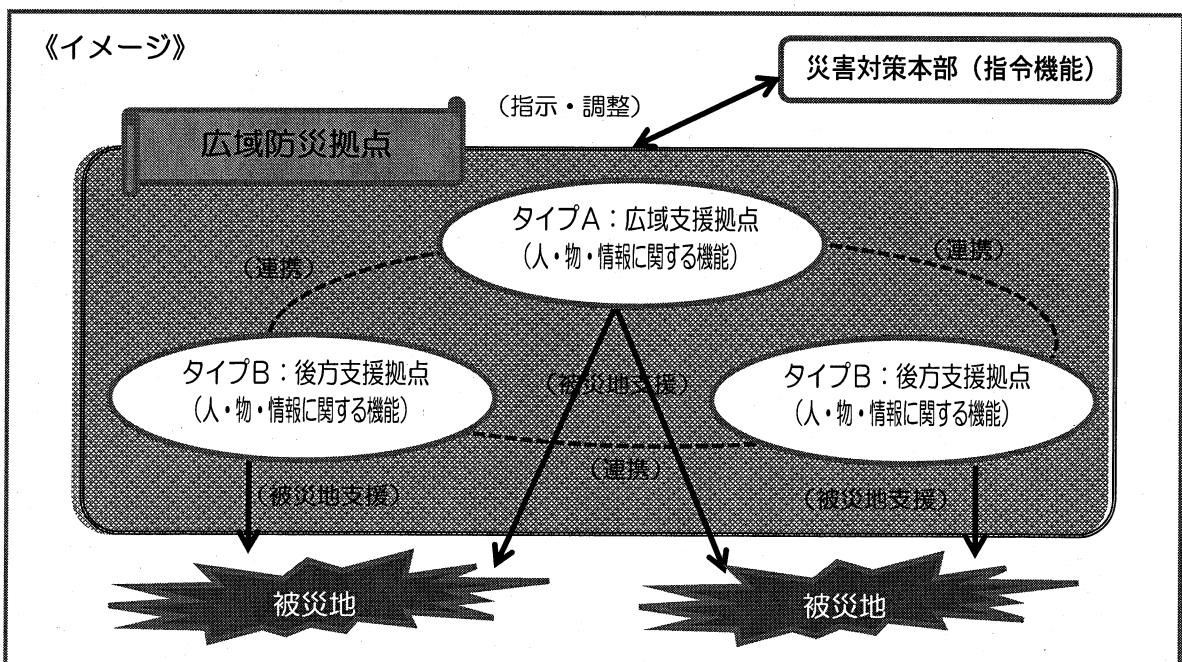
- ▶ なお、本県の広域防災拠点は、県内での発生が想定される大規模災害のみならず、県外で発生する大規模災害に対して効果的に対応するための拠点としても位置付ける。

表3-1 広域防災拠点のタイプ

タイプ	内 容
広域支援拠点 (タイプA)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する“人”、“物”、“情報”に関する機能を有する防災拠点。 ○ 設置数は県内1箇所。
後方支援拠点 (タイプB)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する“人”、“物”、“情報”に関する機能を有する防災拠点。 ○ 設置数は県内複数箇所。

※ 「広域」とは、県内で発生する全ての災害に対応する機能が集約されているという意味で用いたものである。また、「後方」とは、被災地支援の前進基地としての役割を担うという意味で用いたものである。

図3-1 広域防災拠点のイメージ



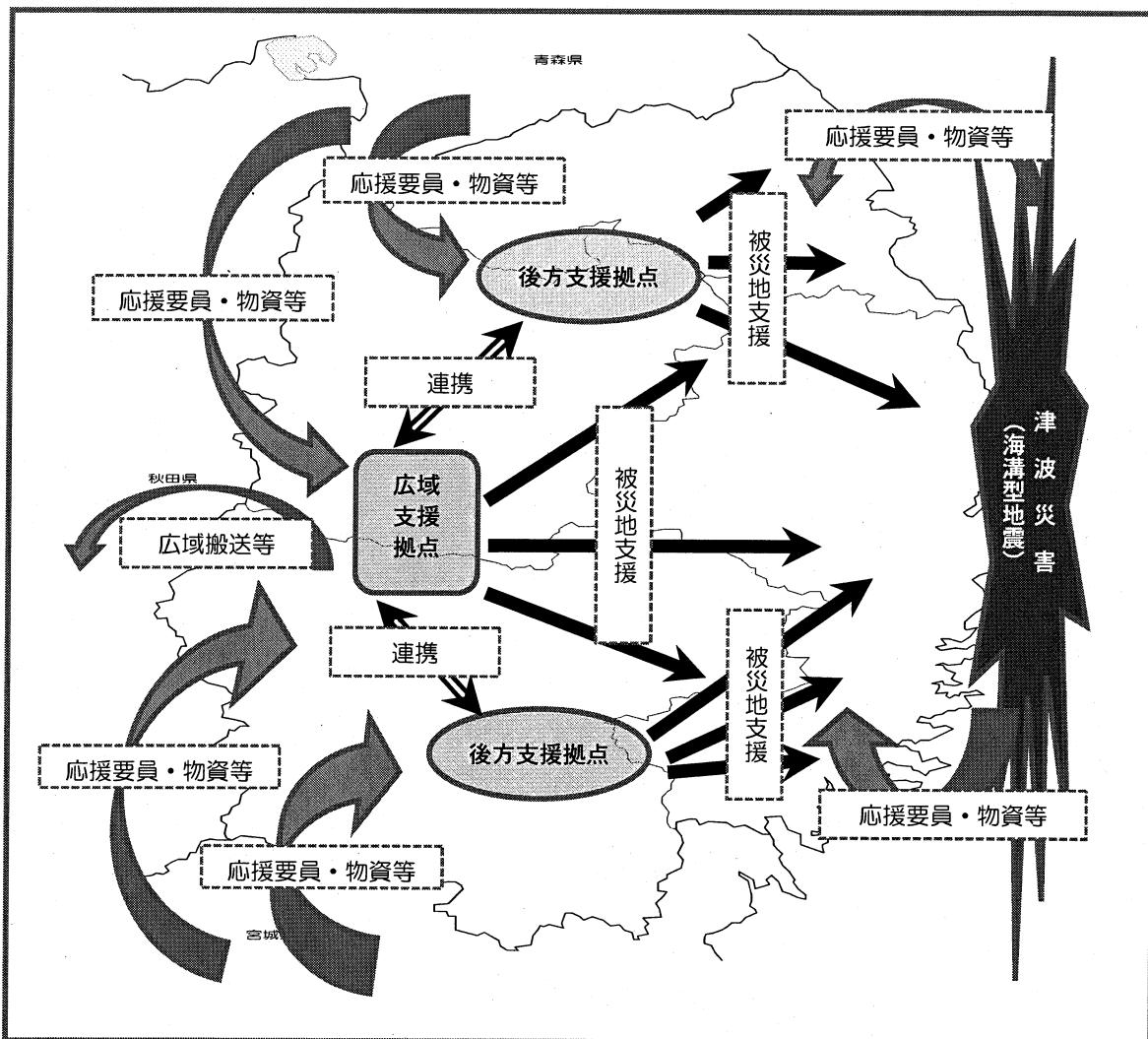
(2) 広域防災拠点の災害対応（支援展開）イメージ

- ▶ 本県において想定する災害は単一ではなく、地震、津波、火山など複数あることから、広域防災拠点に備えるべき機能、配置形態及び配置地域を検討していく前提として、広域防災拠点それぞれが、個々の災害にどのように対応していくか、そのイメージを示す必要がある。
- ▶ 上記(1)で整理した広域防災拠点のタイプ（表3-1）及びイメージ（図3-1）をベースに、沿岸部（津波等）と内陸部（内陸直下型地震・火山等）でそれぞれ広域的な被害が発生する場合の災害対応（支援展開）のイメージを以下のとおり示す。

① 沿岸部で広域的な被害が発生する場合の災害対応（支援展開）イメージ

津波災害（海溝型地震）、沿岸部に広域的な大規模災害が発生する場合を想定。

図3-2 沿岸部に広域的な被害が発生する場合の災害対応（支援展開）イメージ

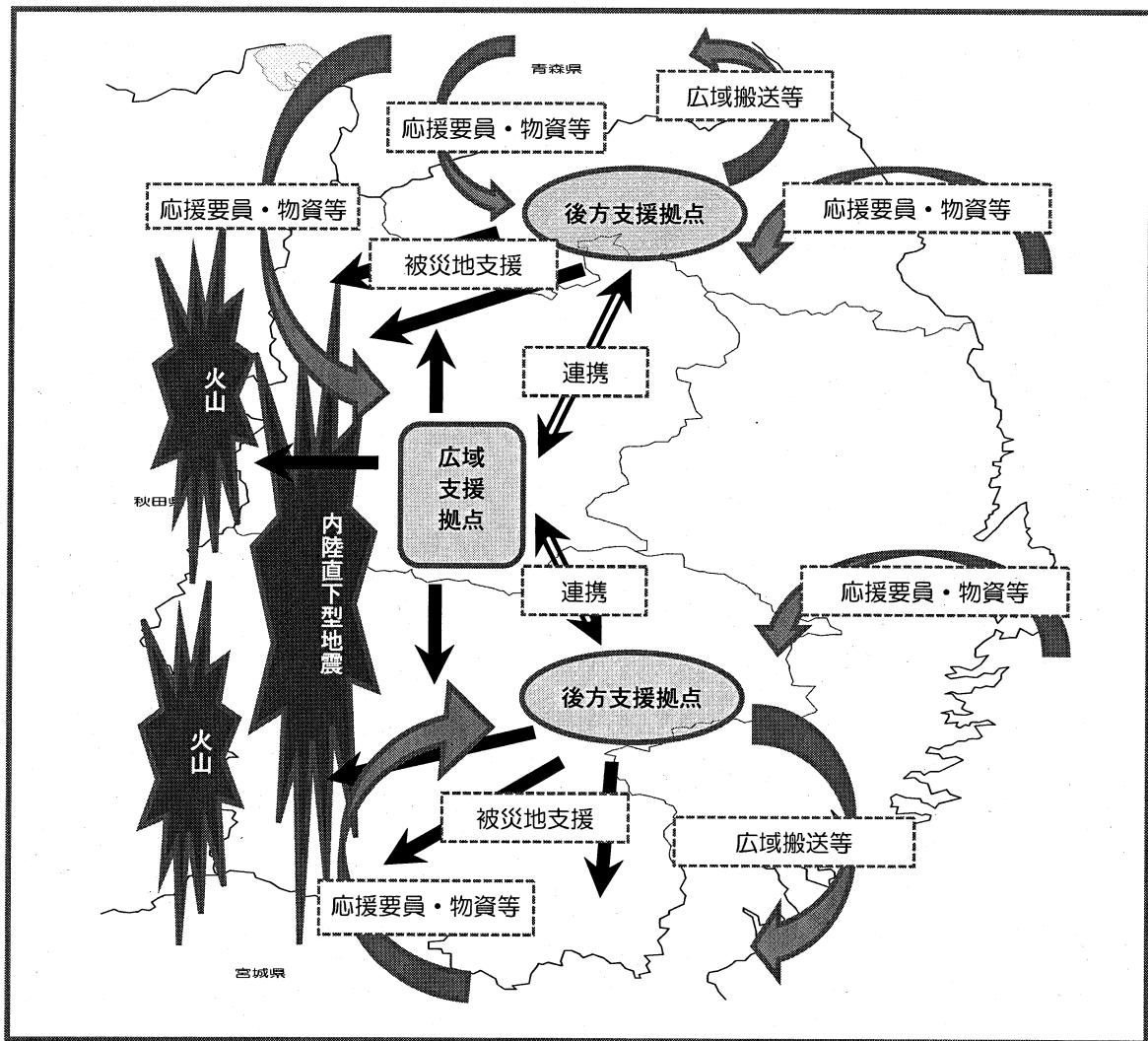


- 沿岸部に大規模災害が発生する場合は、広域防災拠点から「陸」「空」による「人」「物」の展開・輸送により沿岸部被災地を支援し、また、県外からの支援（「人」「物」）は、広域防災拠点から「陸」「空」により展開・輸送されるイメージとなる。
- なお、港湾機能回復後は、「海」からも応援要員・物資等が被災地へ展開・輸送されるイメージとなる。

② 内陸部で広域的な被害が発生する場合の災害対応（支援展開）イメージ

内陸直下型地震（海溝型地震）、火山等、内陸部に広域的な大規模災害が発生する場合を想定。

図3-3 内陸部に広域的な被害が発生する場合の災害対応（支援展開）イメージ



- 内陸部に大規模災害が発生する場合は、広域防災拠点から「陸」「空」による「人」「物」の展開・輸送により内陸部被災地を支援し、また、県外からの受援（「人」「物」）は、広域防災拠点から「陸」「空」「海」により展開・輸送されるイメージとなる。

2 広域防災拠点の備えるべき機能

(1) 国・他県における広域防災拠点の機能の検討状況

- 国や他県の報告書等において、広域防災拠点に備えるべき機能について言及しているものがあるが、その多くは、災害時の機能と平常時の機能とに分けて検討が行われている。
- 総務省消防庁の「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」(平成15年3月)では、広域防災拠点には、表3-2のような災害時及び平常時の機能があり、その性格上、都道府県に1ないし数箇所の設置が考えられるとしている。

表3-2 災害時及び平常時の機能（総務省消防庁の報告書）

機能	内容
災 害 時	① 災害対策本部又はその補完機能 被災地の情報収集・集約、被災地方公共団体・関係各機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮、災害現地ボランティアセンターの支援等を行うことができる本部機能。
	② 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能 全国から集結する広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）や救護班、国内外からのNPO・ボランティア等の一時集結機能及び集結した後に派遣先を調整・決定・連絡等を行うことができるベースキャンプ機能。
	③ 備蓄物資の効果的供給機能 被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間、初動段階において迅速に災害対策本部や活動要員のベースキャンプ等が確保されるため、当該広域防災拠点を使用する活動要員用の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能（必要に応じて地域の被災者のための備蓄も行う。）
	④ 救援物資の中継・分配機能 救援物資が被災地域に直接運び込まれることによる混乱を避けるため、被災地域外から被災地域内への救援物資（水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等）の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能。
	⑤ 災害医療活動の支援機能 災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受け入れ可能状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能。
	⑥ 海外からの救助活動要員の受け入れ機能 入国の手続き、情報の集約等の海外からの救援活動要員の受け入れを効率的に行うための機能。
	⑦ 海外からの救援物資の受け入れ機能 税関、検疫等の海外からの救援物資の効率的な受け入れ機能。

表3－2 災害時及び平常時の機能（総務省消防庁の報告書）（続き）

機能		内容
平常時	① 広域支援部隊の研修・訓練機能	広域支援部隊の集結から活動までの総合的な集合訓練、災害図上訓練が実施可能な研修・訓練機能。
	② 防災に関する市民等への教育・育成機能	災害ボランティア、ボランティアコーディネーター及びNPO、地域住民（自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、自衛消防隊、企業防災組織を含む。）に対する体験学習、活動のための知識習得のための座学、災害図上訓練を通じた教育・育成機能及びそのために施設（場所）を無償もしくは廉価で使用させること。
	③ 防災研究開発機能	防災・危機管理に関する医学、自然科学、工学、社会科学等の研究開発機能。

- また、内閣府・国土交通省中部地方整備局の「名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想」（平成16年7月7日名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会）では、上記の災害時及び平常時の機能に加えて、中核的な広域防災拠点の役割として、次の二つの機能もあげている（表3－3）。

表3－3 中核的な広域防災拠点の役割（名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想）

機能		内容
① 高次支援機能		広域防災拠点の機能である、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊等の一時集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受け入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を有することによって、広域防災拠点を支援し、県境を越える広域的な災害対策活動を展開することを可能とするための機能。
② 合同現地対策本部機能		国、被災県市、指定公共機関等の責任者が参集して、県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔の機能。

- このような機能を備えるために必要となる施設等について、愛知県の「愛知県基幹的広域防災拠点候補地調査報告書」（平成24年2月）では、基幹的広域防災拠点における具体的な機能ごとに必要となる施設等を整理している（表3－4）。

表3－4 基幹的広域防災拠点における機能と必要となる施設等（愛知県）

機能	必要となる施設等
災害時	① 指令本部機能 本部司令室、オペレーション室、会議室、執務室、簡易宿泊所、通信設備
	② 救援物資の受入・中継・配分機能 ヘリポート、駐機場、荷捌きスペース、一時保管施設、駐車場
	③ 支援部隊の集結・活動のベースキャンプ機能 駐車場、キャンプスペース
	④ 海外からの支援物資・人員の受入れ機能 空港、港湾（税関・出入国管理を有さない場合は経由する）、荷捌きスペース、執務室
	⑤ 災害支援医療機能 既存の災害拠点病院との連携、ドクターへり、医療活動スペース、資機材・設備の一時保管スペース、通信設備
	⑥ 物資・資材の備蓄機能 備蓄倉庫
	⑦ 災害ボランティア活動支援機能 ボランティアのベースキャンプ、本部室、通信設備
	⑧ 産業支援機能 防災拠点としての空港・港湾施設の使用、重機の貸し出し
	⑨ 燃料の備蓄・補給機能 燃料備蓄庫、燃料補給車
	⑩ 復旧・復興支援機能 会議室、専門家の待機室
	⑪ 災害時の政府補完機能 庁舎（執務室、会議室、司令室）、通信設備
	⑫ 他地域・海外への災害支援機能 救援物資・支援要員の集積・集結スペース
平常時	① 減災・防災啓発機能 展示室、図書資料室、学習室、災害体験室
	② 防災教育・訓練機能 防災大学校（研修室、訓練室、宿泊施設等）
	③ 防災研究センター機能 防災研究所（研究室、実験室、研修・会議室、ホール等）、通信設備

出典：「愛知県基幹的広域防災拠点候補地調査報告書」（平成24年2月愛知県）から抜粋

(2) 本県における広域防災拠点に備えるべき機能についての基本的考え方

- 上記(1)で、国・他県における広域防災拠点の機能や必要となる施設等を例示したが、本県における広域防災拠点は、国等の広域防災拠点とは地域特性や災害想定が異なるため、そのまま本県に当てはまるわけではない。
- したがって、国・他県の事例で、参考となる部分があれば、内容を検討の上、取り入れて

いくスタンスで、本県の広域防災拠点に備えるべき機能を整理する必要がある。

- 第1回委員会における委員長総括として、広域防災拠点を「人の命を守るベースとなるところ」であり、「物流、人の移動、情報の伝達の結節的な役割を担う場所であり、それらはネットワーク化」されなければならないものと位置付けている。
- このため、本県では、「人」、「物」、「情報」という三つの視点に基づき、広域防災拠点の機能を整理したものが、表3-5である。

表3-5 本県の広域防災拠点に備えるべき機能等

機能	主な機能の内容	活用想定施設
人	① 支援部隊等のベースキャンプ・現地活動調整機能 (前進基地機能)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）・公共土木施設等の復旧活動部隊）の集結・宿泊機能 ○ 支援部隊等の関係機関間ににおける調整・情報共有機能 ○ 県災害対策本部との連絡、調整機能 ○ 国内外のNPO・ボランティア等への情報提供機能
	② 支援部隊の現場活動支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場活動の支援部隊の要員交替・宿泊機能 ○ 現場活動の支援部隊への資機材等の補給機能
	③ 災害医療活動支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣医療チーム（DMA-T）等の一時滞在、被災地への派遣等の機能 ○ 医療資機材・設備の確保・提供機能 ○ 負傷者の受入れ、トリアージの実施、応急処置等の機能
	④ 広域医療搬送拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣医療チーム（DMA-T）等の受入れ・後方支援拠点への派遣等の機能 ○ 広域医療搬送拠点に設置する臨時医療施設（SCU）機能 ○ 傷病者の県内外の病院への搬送機能

表3－5 本県の広域防災拠点に備えるべき機能等（続き）

機能	主な機能の内容	活用想定施設
物	① 平常時における物資・資機材の備蓄機能	○ 飲食料品、生活用品等の備蓄機能 ○ 救援、避難者支援等に必要な資材・設備の備蓄機能 ○ 救援物資の一時保管機能 (消防学校、備蓄倉庫として活用可能な施設)
	② 支援物資の受入・分配機能	○ 救援物資の搬入、荷捌き機能 ○ 救援物資の被災地への配分機能 ○ 救援物資の一時保管機能 県産業文化センター（アピオ）、（支援物資の受入等が可能な大規模催事場等）
	③ ヘリコプター基地・展開機能	○ ヘリコプターの整備、燃料補給機能 ○ ヘリコプターの被災地への展開機能 (花巻空港、ヘリポートとして活用可能な空地)
情報	情報伝達収集機能	○ 現地情報、後方支援情報等の収集、災対本部への伝達（広域支援拠点） ○ 現場情報の収集、災対本部等への伝達（後方支援拠点） (広域支援拠点・後方支援拠点に機能を付与)

《参考2》災害時の通信手段の確保に関する国の動き

現在、総務省において、東日本大震災津波の教訓等を踏まえ、災害時に有効な情報通信の研究開発事業を実施している。ここでは、以下の2事業の概要等について掲載するが、近い将来、利用可能になれば、これらの設備を広域防災拠点として活用する施設等に配置することで、災害時における情報通信環境の冗長化に大きく寄与するものと考えられる。

1 災害時に簡易な操作で設置可能なV S A Tの研究開発

(1) 概要

- 東日本大震災の発生を踏まえ、地震・津波で地上系インフラが損壊した場合においても、速やかに衛星通信ネットワークを構築し代替通信路の確保を可能とするため、災害時に簡易な操作で設置が可能な小型地球局（V S A T）の研究開発を行い、耐災害性の強いネットワークの実現を目指す。
- 目標は、「スイッチひとつで、繋がる、使える可搬型地球局の実現」。

(2) 実施主体及び期間等

- 総務省からの委託で、スカパーJ S A T(株)が主体となり、平成24年度中を目途に操作性と運搬性等に優れた機器の開発を目指す。

2 災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発

(1) 概要

- 東日本大震災の発生を踏まえ、地上系通信インフラが地震・津波等で損壊した場合に、地震による影響を受けにくい衛星通信により、ニーズに応じた回線確保を円滑に図るための研究開発を行う。

(2) 実施主体及び期間等

- 開発に当たっては、東北大学電気通信研究機構が主体となり、(株)アイ・エス・ビー、(株)サイバー創研、富山高専、スカパーJ S A T(株)が共同研究機関として参画。
- 実施期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間

(3) 広域支援拠点に備えるべき機能

- 広域支援拠点（タイプA）は、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する“人”、“物”、“情報”に関する機能を有する防災拠点である。
- したがって、広域支援拠点（タイプA）に備えるべき機能は、概ね以下に掲げる、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する機能とする（表3-6）。

表3-6 広域支援拠点に備えるべき機能

【区分】	機能
【人】	支援部隊の現場活動支援機能（要員交替等）、災害医療活動支援機能、広域医療搬送拠点機能
【物】	平常時における物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入・分配機能、ヘリコプター基地機能
【情報】	情報収集伝達機能

(4) 後方支援拠点に備えるべき機能

- 後方支援拠点（タイプB）は、被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する“人”、“物”、“情報”に関する機能を有する防災拠点である。
- したがって、後方支援拠点（タイプB）に備えるべき機能は、概ね以下に掲げる、被災地により近い場所で被災地支援を担うために必要な機能とする（表3-7）。

表3-7 後方支援拠点に備えるべき機能

【区分】	機能
【人】	支援部隊等のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）、支援部隊の現場活動支援機能（補給機能）、災害医療活動支援機能、広域医療搬送拠点機能
【物】	平常時における物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入・分配機能、ヘリコプター展開機能
【情報】	情報収集伝達機能

(5) 平時における活用

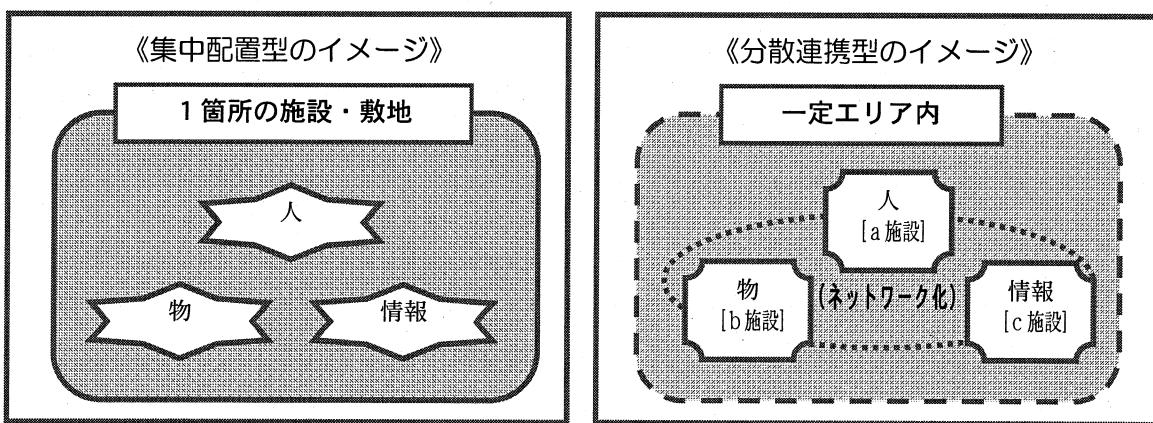
- 上記(2)において、広域防災拠点の機能ごとに、活用が想定される施設を整理したところであるが、災害時においては、広域防災拠点として活用するものの、平時においては、その施設本来の目的に従って利用されることを想定している。
- ただし、物資・資機材の備蓄機能を有する施設については、当該施設の所有者（または管理者）に、災害時における備蓄品の供給はもとより、平時においても備蓄品の維持管理を継続的に実施してもらう必要がある。

3 広域防災拠点の配置形態

(1) 機能配置の形態

- 愛知県の「愛知県基幹的広域防災拠点候補地調査報告書」(平成24年2月)では、基幹的広域防災拠点の機能配置に関して、機能を1箇所に集中して配置する「一極集中型」と機能を複数箇所に分散させネットワーク化して配置する「分散ネットワーク型」という二つのタイプを提起している。そして、拠点機能に求められる条件を検討し、「一極集中型では、東海・東南海・南海の3連動の巨大地震による広域的災害に対応しにくいため、機能を分散し、相互に連携・補完しあう分散ネットワーク型が望ましい」と結論付けている。
- 本県における広域防災拠点の機能配置については、この愛知県の考え方を援用し、すべての機能を1箇所(施設・敷地)に集中して配置する「集中配置型」と、個々の機能を一定のエリア内の複数箇所(施設・敷地)に分散させ連携(ネットワーク化)して配置する「分散連携型」に大別し、検討した(図3-4)。

図3-4 機能配置イメージ



- この二つの配置形態のメリット・デメリットは、おおよそ表3-8のとおり整理することができる。

表3-8 配置形態のメリット・デメリット

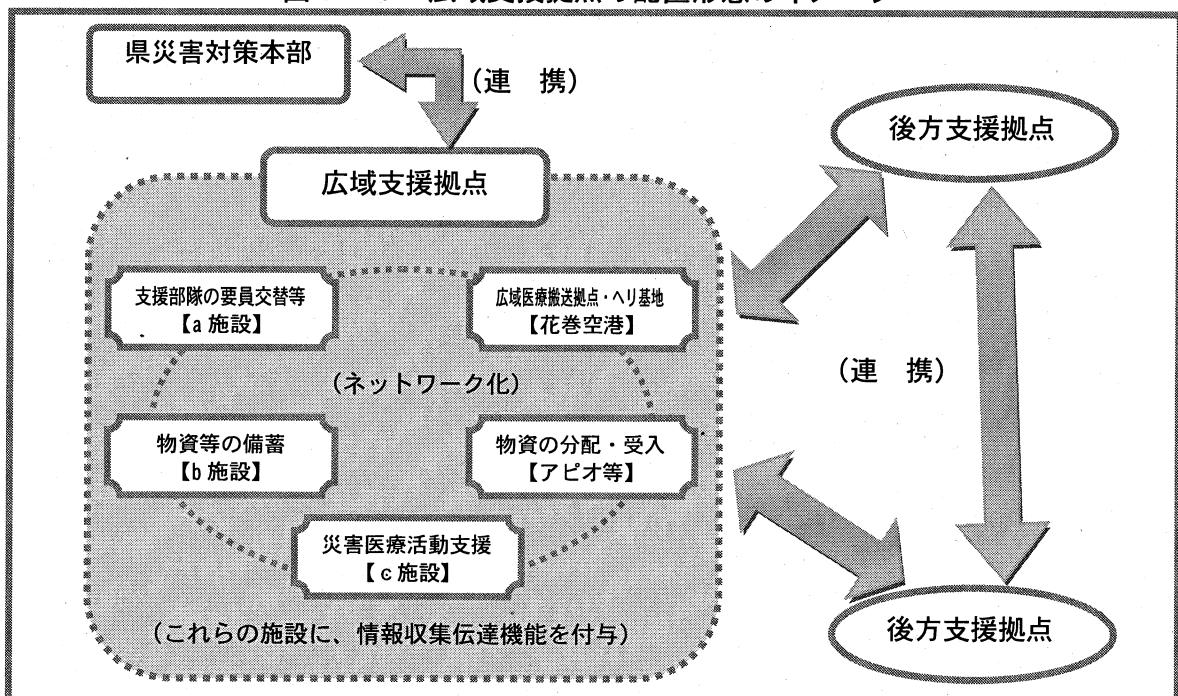
形態	メリット	デメリット
集中配置型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機能が1箇所に集中しているので連携が円滑かつ短時間で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの機能を配置するための施設(敷地)を新たに整備する必要(整備費が多くなる) ・ 多くの人、物が一時に集結し、施設内の移動等の管理が輻輳する可能性 ・ 一度に全ての機能が被災する可能性
分散連携型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の施設(敷地)の活用により比較的整備費が少ない ・ 既存の施設(敷地)の活用により比較的早期に体制の整備が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設間の連携(ネットワーク)に工夫が必要

- 広域防災拠点の整備に当たり、広い県土を有する本県においては、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、早期に必要な防災体制を確立する必要性、上記のメリット・デメリットの比較、必要最小限のコストでの実現性を考慮した上で、個々の機能を一定のエリア内の複数箇所（施設・敷地）に分散させ連携（ネットワーク化）して配置する「分散連携型」を選択する。
- 「分散連携型」として機能を配置する場合には、一定エリア内の複数の施設・敷地を活用する必要があることから、県施設（県所有地）のみならず、国・市町村施設（国・市町村所有地）や民間施設の活用等も視野に、機能の配置を検討していく必要がある。
- また、市町村施設等を広域防災拠点として活用する場合には、災害時の対応のほか、平常時の活用や施設・設備の整備においても、県と市町村等が連携・協力しながら、管理・運営していくことを想定し、協定等の締結も選択肢としながら、その対応を検討していく必要がある。
- なお、すべての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置する「集中配置型」の整備は、広大な施設用地の確保や施設の整備など、多額の整備費を要し、整備までに相当の期間を要することから、整備した場合のメリットや県の財政状況を踏まえつつ、長期的な課題として、国による支援制度の創設の動きなども注視しながら、引き続き、検討を継続していくことが必要である。

(2) 広域支援拠点の配置形態

- 広域支援拠点は、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人」、「物」、「情報」に関する機能を有する拠点であり、この拠点に備えるべき機能は表3-6に整理したとおりである。
- 本県で整備する広域防災拠点の配置形態は、分散連携型を選択することとしたが、この場合における広域支援拠点の配置形態をイメージしたものが図3-5である。

図3-5 広域支援拠点の配置形態のイメージ

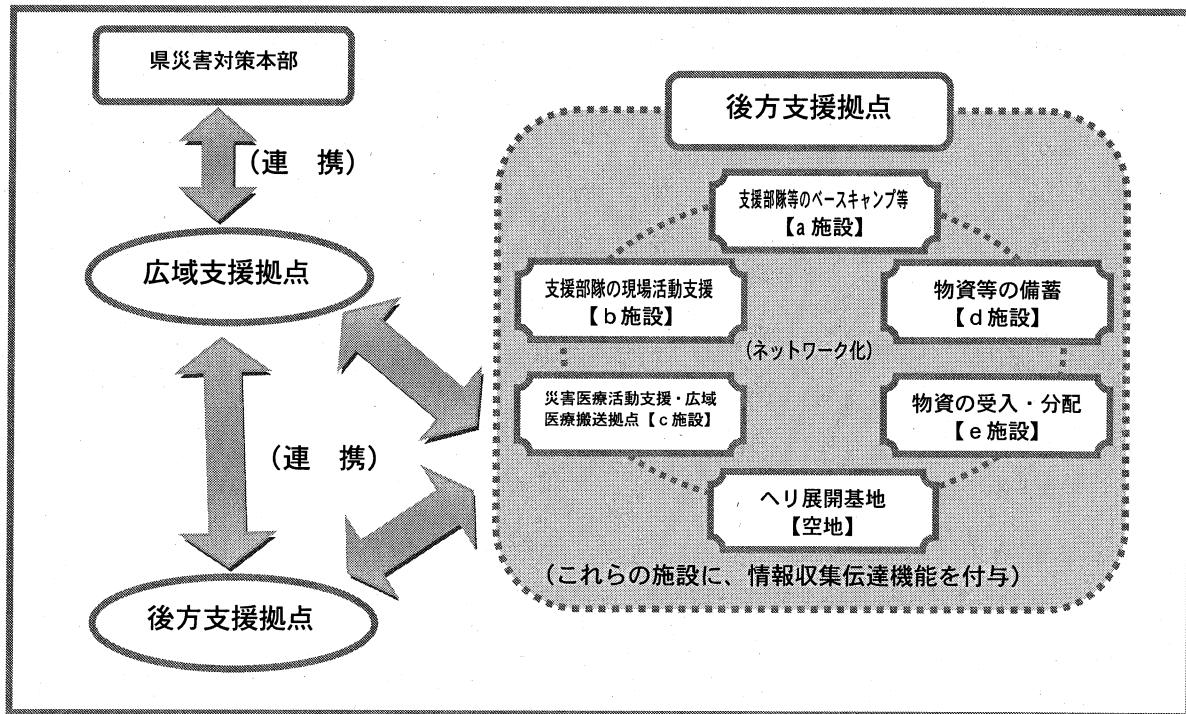


- なお、広域支援拠点は、表3-1に記載したとおり、県内に1箇所設置することとしたが、一定のエリア内に各機能を有する施設が分散して配置されるため、これらを有機的にネットワーク化し、一体のものとして運用していくことになる。

(3) 後方支援拠点の配置形態

- 後方支援拠点は、被災地により近い場所で被災地支援を担うために、主として、被災地で活動する「人」へのバックアップ等に関する機能を有する防災拠点（前進基地）であり、この拠点に備えるべき機能は表3-7に整理したとおりである。
- 広域防災拠点の配置形態を分散連携型とする場合における、後方支援拠点が備えるべき機能の配置形態をイメージしたものが、図3-6である。

図3-6 後方支援拠点の配置形態のイメージ



- なお、後方支援拠点は、広い県土を有する本県の地域特性と地震・津波・火山等といった広域的な災害へ効率的に対応していくため、表3-1に記載したとおり、県内に複数箇所設置するものとする。

4 広域防災拠点を配置する地域

(1) 本県における広域防災拠点の配置についての基本的考え方

➤ 本県における広域防災拠点の配置については、基本的考え方を次に掲げる三つに整理し、これらを満たすよう、広域支援拠点と後方支援拠点それぞれの配置要件や具体的な配置地域について、検討を行うものとする。

【配置についての基本的考え方】

- ① 広い県土を有する本県において、各地で発生が想定される大規模災害に対応できるよう配置する。
- ② 広域防災拠点ごとに備えるべき機能を考慮し配置する。
- ③ 広域防災拠点の災害に対する安全性（耐震性・耐浪性等）の確保を考慮し配置する。

➤ なお、広域防災拠点として活用する施設や必要となる設備等の整備の方法、維持管理の方法等については、平成25年度に実施する予定の広域防災拠点活用可能施設調査等を踏まえて定めることとする。

(2) 広域支援拠点の配置地域

➤ 広域支援拠点の設置箇所数は県内1箇所であり（表3-1）、また、広域支援拠点に備えるべき機能は、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する機能である（表3-6）。広域支援拠点が、県内全域で発生する大規模災害に有効に機能するためには、配置する地域に、次のような要件が求められる。

【広域支援拠点の配置地域に求められる要件】

- 必要な施設が整備されており（空港、大規模催事場等）、かつ災害時において継続的な利用が可能のこと。
- 県内外からの交通アクセスが良く（東北自動車道の結節点、空港等の周辺等）、かつ、代替輸送路が確保できること。
- 国・県等の行政機関や電力・通信等の公共機関が多く集積していること。
- 災害時の通信手段、電気・水等の確保が容易であること。
- 被害想定において震度6以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でないこと。

➤ 広域支援拠点の具体的な配置地域については、上記の配置についての基本的考え方や配置地域に求められる要件を考慮し、次のような理由から、県央部を中心とした地域に配置することとする。

【県央部を中心とした地域に配置する理由】

- 国等の行政機関や公共機関が集積し、かつ、花巻空港やアピオ等、広域支援拠点として必要な機能を配置できる施設が存在しており、県災害対策本部との円滑な連携が可能であること。

- 高速道路 I C や空港等の交通結節点に近接する等、多様な交通手段が確保されており、後方支援拠点等との円滑な連携を行うことが可能であること。

(3) 後方支援拠点の配置地域

- 後方支援拠点の設置箇所数は、県内複数箇所としたところであり（表3－1）、また、後方支援拠点に備えるべき機能は、被災地により近い場所で被災地支援を担うために必要な機能（前進基地）である（表3－7）。後方支援拠点が、被災地支援の前進基地として有効に機能するためには、想定する災害を考慮しながら、配置する必要があり、配置する地域には、次のような要件が求められる。

【後方支援拠点の配置地域に求められる要件】

- 広域支援拠点との連携が容易な立地であること。
- 必要な施設や場所が整備されており、かつ、災害時において継続的な利用が可能であること。
- 支援部隊等の移動や補給物資の円滑な搬送に必要な交通網が確保されており、かつ、交通網の防災性が確保できること。
- 県北及び県南の地域における沿岸部と内陸部の中間のエリアであること。
- 後方支援拠点の運営に関し市町村の支援・協力が得られること。
- 被害想定において震度6以上地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でないこと。

- 後方支援拠点の具体的な配置地域については、上記の配置についての基本的考え方や配置地域に求められる要件を考慮し、次のような理由から、県南部、県北部にそれぞれ2箇所程度配置することとする。

【県南部、県北部にそれぞれ配置する理由】

- 広い県土を有する本県において、広域支援拠点と連携の上、内陸部と沿岸部の被災地支援を効率的に行うことが可能であること。
 - 内陸部の大規模災害等で広域支援拠点の機能の一部が喪失した場合であっても、複数の後方支援拠点が連携することで、効果的なバックアップ機能を果たすことができること。
- また、後方支援拠点の機能のうち、「支援部隊等のベースキャンプ・現地活動調整機能」の配置に当たっては、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、次のことも留意する必要がある。

【支援部隊等のベースキャンプ・現地活動調整機能配置の留意事項】

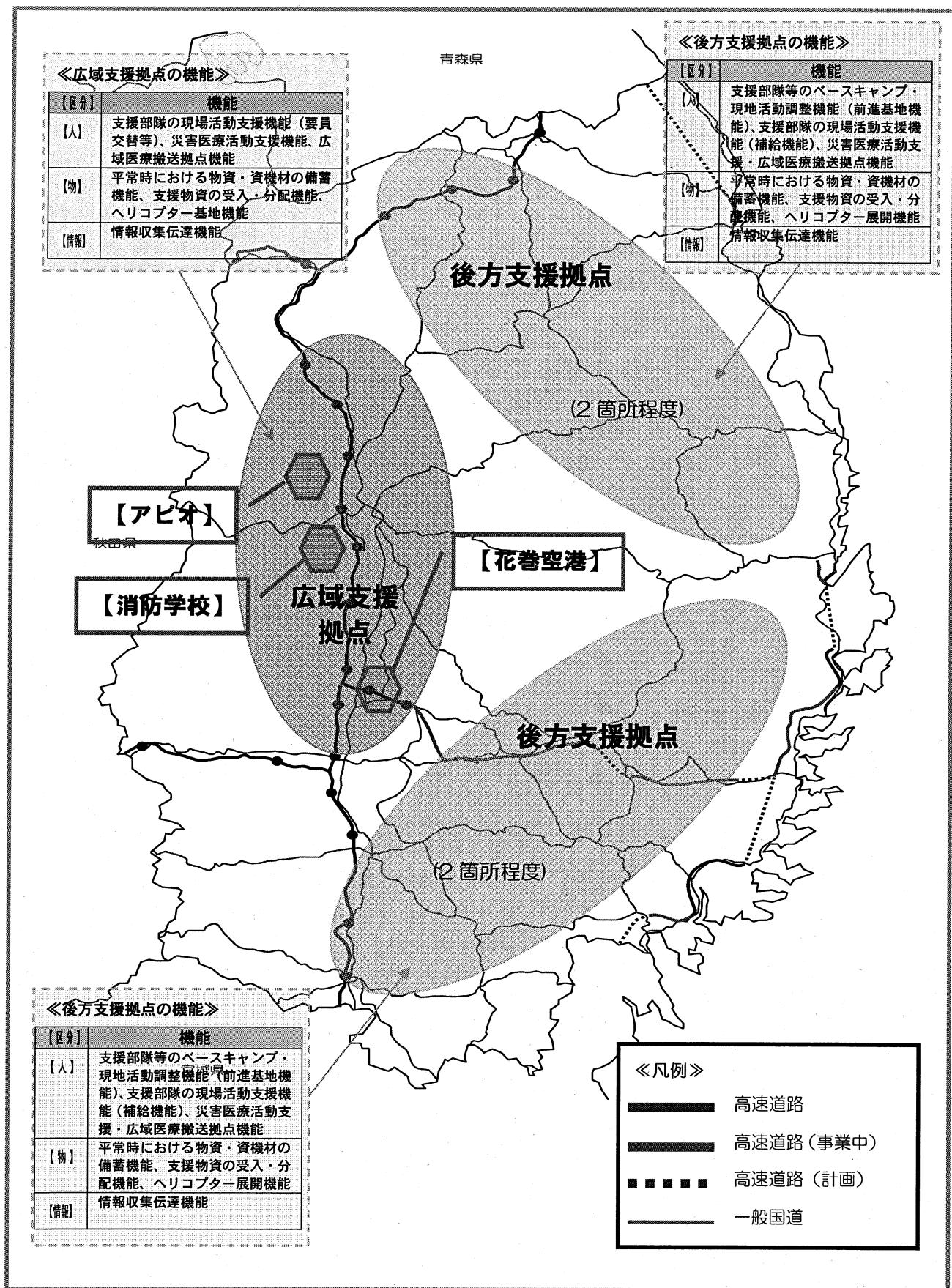
- 後方支援拠点に面する道路の幅員が十分に広いこと。
- 住宅密集地域に隣接していないこと。
- 電気、水、トイレ、情報・通信設備等を確保できること。
- テント等の設営が可能な十分なスペースを確保できること。

- 支援部隊等の種類や活動内容にも配慮すること。
 - 避難所等と重複しないこと。
 - 災害発生時には2～3ヶ月にわたり使用する可能性があるため、既存施設が持つ本来の目的に支障が生じないこと。
- なお、広域防災拠点の配置や後方支援体制の構築に当たっては、内陸部と沿岸部の道路アクセスの状況や、復興道路等の整備計画を考慮する必要がある。

5 広域防災拠点の整備イメージ

- これまで検討してきた広域防災拠点の基本的考え方、備えるべき機能、配置形態及び配置地域を基にした、本県における広域防災拠点の整備イメージは、図3－7のとおりである。

図3-7 本県における広域防災拠点の整備イメージ



(注) 図中の網掛け範囲は、配置地域をわかりやすく示したものであること。

第4章 具体化に向けた今後の取組（平成25年度以降の取組）

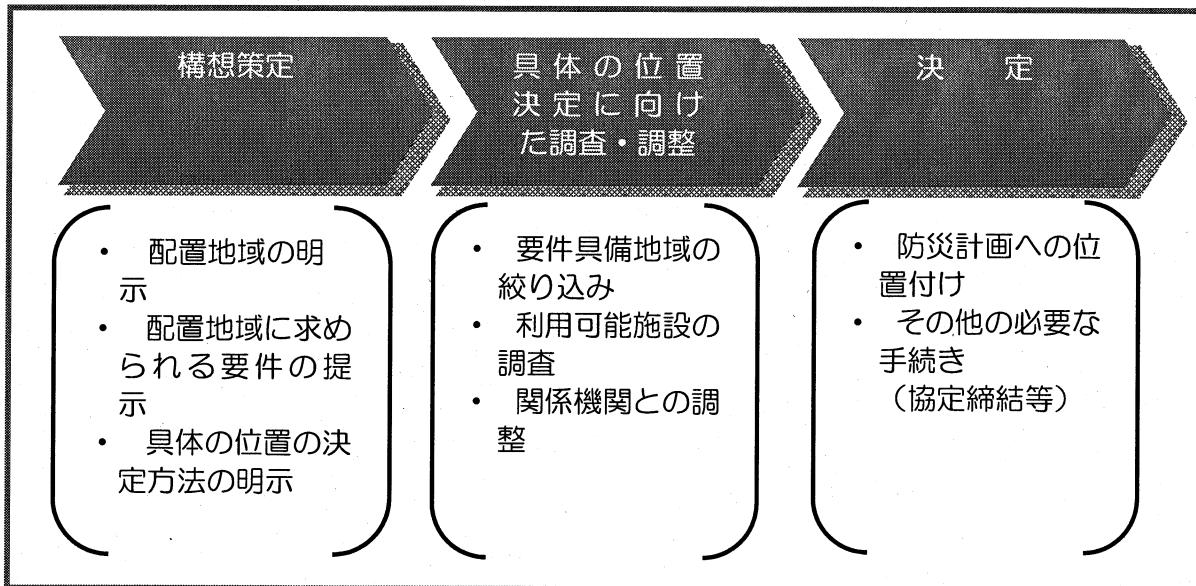
本章では、構想策定後における広域防災拠点整備に向けた取組について、整理していく。

1 構想実現に向けた計画の策定

(1) 広域防災拠点の具体的な位置の決定

- 広域防災拠点の具体的な位置の決定は、「分散連携型」の機能配置を前提としながら、第3章・4で整理した配置についての基本的考え方や配置要件を満たす地域（市町村）の絞り込みや、広域防災拠点として活用可能施設の設置状況等の調査を実施した上で、県が決定するものとする。
- また、具体的な位置は、一つの市町村域内に配置することを想定しているものの、配置についての基本的考え方や配置地域に求められる要件、さらには活用可能施設の配置状況を踏まえ、隣接する二つ以上の市町村の区域内に設置することも想定する。
- なお、具体的な位置の決定に当たっては、利用想定施設の調整等、関係市町村や関係防災機関の意見を聴取することとする。
- このような決定までの流れを示したものが、図4-1である。

図4-1 広域防災拠点の具体的な位置の決定までの流れ



(2) 広域防災拠点整備計画（仮称）の策定

- 平成25年度においては、構想の具体化に向けて、「(仮称)広域防災拠点整備計画」の策定を行うこととし、この整備計画には、広域支援拠点・後方支援拠点の位置（市町村・施設名）、整備が必要となる設備等、広域的な連携体制の構築（隣接県・国との連携、市町村との役割分担）、スケジュール（工程表）等を盛り込む予定である。
- なお、策定に当たっては、現行の広域防災拠点整備構想委員会を衣替えし、整備計画策定

のための「広域防災拠点整備アドバイザーハイツ（仮称）」を設置する予定である。この会議では、次に述べる「広域防災拠点活用可能施設調査（仮称）」の調査方針や調査結果等への助言等を実施することを想定している。

- また、広域防災拠点の具体的な配置の検討及び構想の実現に向けた整備計画の策定に資するため、「広域防災拠点活用可能施設調査（仮称）」を行う。この調査は、広域支援拠点・後方支援拠点の配置が想定される地域において、広域支援拠点・後方支援拠点として活用可能な施設の調査を行うものであり、当該地域における活用可能施設の配置状況や施設規模、交通アクセス、災害時の利用想定などについて、情報収集及び分析を行い、報告書としてまとめることとするものである。
- この調査の内容案については、次のとおりである。

《調査内容案》

① 調査対象施設

ア 国・県・市町村有施設

公園、体育館、防災施設、港湾、花巻空港、道の駅、遊休施設その他防災対策において活用可能な施設

イ 民間施設

高速道サービスエリア・パーキングエリア、トラックターミナル、倉庫、大規模駐車場併設施設（ショッピングセンター等）など

② 調査項目

ア 施設概要（敷地面積、延べ面積、設備、平常時の利用実態 など）

イ 地理条件（交通アクセス、通信アクセス、地理的位置 など）

ウ 災害時利用想定（地域防災計画上の位置付け など）

エ 今後の改修計画等（改修計画等の有無、改修概要）

③ 調査実施方法

○ 本調査は、コンサル等への委託を想定。

○ 事業期間は、概ね8ヶ月程度を想定。

○ 広域支援拠点・後方支援拠点の施設利用イメージ図と報告書を作成。

(3) 広域防災拠点整備までのスケジュール

- 構想策定後における取組スケジュールは、概ね次に示すとおりである（表4-2）。

表4－2 広域防災拠点整備までのスケジュール

年度	取組項目
平成25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災拠点整備アドバイザーハイツ（仮称）の立ち上げ（広域防災拠点整備構想委員会を改組） ○ 広域防災拠点活用可能施設調査（仮称）の実施 ○ 広域防災拠点整備計画（仮称）の策定 ○ 広域防災拠点の配置先の市町村との調整・同意 ○ 広域防災拠点の運用や広域的な連携体制の検討
平成26～27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災拠点（広域支援拠点・後方支援拠点）の整備 ○ 県地域防災計画への広域防災拠点の設置箇所等の明記

▶ なお、この表では、取組スケジュールを平成25年度から平成27年度までとしており、岩手県東日本大震災津波復興実施計画に記載したスケジュールを1年前倒しした形となっている。

2 広域的な連携体制の構築

(1) 広域防災拠点と県内市町村との連携

- ▶ 県地域防災計画での市町村の相互協力に関する定めや、一般的な市町村相互応援に関する協定はあるが、特に大規模災害が発生した際の具体的な手順や役割分担などを定めたものは、現段階においてはない。
- ▶ 想定される大規模災害に対する広域防災体制については、東日本大震災津波における対応の検証を踏まえ、災害発生時における具体的な市町村間の応援計画、県及び応援市町村並びに応援市町村間の役割分担、それぞれの防災拠点の連携等について、検討する必要があるが、これに加えて、県における広域防災拠点の整備にあわせて、広域防災拠点を活用した的確な災害応急対策が図られるよう、市町村との効果的な連携や役割分担、情報共有などについて検討する必要がある。

(2) 県外で災害が発生した場合の広域防災拠点の対応の方向性

- ▶ 本県の広域防災拠点については、県内で発生する大規模災害に対応することを基本に、機能や配置等を整理してきたところである。
- ▶ 一方で、東日本大震災津波においては、他の都道府県や県外市町村から沿岸被災市町村等に対して多くの人的・物的な支援が行われたところである。
- ▶ したがって、今回、本県が様々な支援を受けたように、県外で発生する大規模災害に対し、本県の広域防災拠点の機能を有効に活用することは極めて重要な観点である。このことから、本県の広域防災拠点が備える機能を県外で発生する大規模災害に有効に活用する観点で、対応のあり方を整理する必要がある。

- また、本県の広域防災拠点整備にあわせて、相互応援協定を締結している他県等との間で、本県の広域防災拠点を活用した的確な災害応急対策が図られるよう、他県等との効果的な連携や役割分担、情報共有などについて検討する必要がある。

3 国との連携と役割分担

- 東日本大震災津波で明らかになったように、市町村や県境を越える広域的で大規模な災害が発生した際には、市町村の区域を超えた県全域又は県域をも越えた国全体での広域的な体制によって、救援物資の中継・分配、災害医療支援、応急・復旧資機材等の広域輸送、トラック・ヘリコプター等の輸送手段の確保・運用、広域支援部隊の投入等の広域的な災害対策活動を行う必要がある。
- しかしながら、災害時における国と地方公共団体との連携については、国の防災基本計画や大綱、あるいは県地域防災計画に一般的な定めはあるものの、具体的な定めはない。
- 想定される大規模災害に対する広域防災体制については、東日本大震災津波における対応の検証を踏まえ、本県としても災害発生時における具体的な国と県との役割分担について検討するとともに、本県の広域防災拠点の整備にあわせて、本県の広域防災拠点を活用した的確な災害応急対策が図られるよう、国の防災拠点との効果的な連携方法や役割分担の明確化などを国に求めていくほか、広域防災拠点の整備等に対応した補助制度の創設を要望していく必要がある。

岩手県広域防災拠点整備構想の概要

【構想策定の目的等】(第1章)

1 背景と目的

東日本大震災津波の災害対応検証を踏まえ、地域的な大規模災害に対応可能な防災体制を構築するため、広域的な応急復旧活動の拠点となる広域防災拠点整備に関する基本的考え方を定めるもの。

2 東日本大震災津波への対応を踏まえた課題

- 災害対応検証の結果、「物資の備蓄・支援」と「後方支援体制」に課題。
- 県地図防災計画に岩手産業文化センター（アビオ）を物資集積拠点として位置付けるとともに、物資入り、集配、備蓄機能等を有する広域防災拠点等の整備を検討。
- 県として、広域防災拠点の位置付けを検討。
- 位置づけることとも、県外で発生する大規模災害への対応も想定。

3 想定する災害

県地図防災計画で定める、県内における大規模な地震、津波、火山災害を想定することとも、県外で発生する大規模災害への対応も想定。

【広域防災拠点整備構想委員会（平成24年4月18日設置）】(第2章)

1 趣旨

東日本大震災津波の災害対応検証を踏まえ、津波等の大規模災害に対応可能な広域防災拠点等の整備に関する構想を策定（委員12名）

2 これまでの委員会の開催状況

開催年月日	議論事項等
第1回 (H24.5.7)	本県における広域防災拠点の考え方・必要性等
第2回 (H24.7.30)	広域防災拠点の機能等
第3回 (H24.9.14)	本県における広域防災拠点の整備イメージ・機能・配置、県外で発生する災害への対応の方向性
第4回 (H24.11.14)	構想案、平成25年度以降の取組
第5回 (H25.1.16)	構想最終案、平成25年度の取組

※ H24.11月～12月にパブリック・コメント等を実施（意見総数76件）

広域防災拠点整備構想委員会の議論を踏まえ構想を作成

《広域防災拠点の定義》(第3章)

本県の広域防災拠点とは、次の二つのタイプの防災拠点から構成され、災害時に、相互に連携し、一体として応急救援機能を有するものをいう。

- 【広域支援拠点（タイプA）】**
効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点。県内1箇所に設置。
- 【後方支援拠点（タイプB）】**
被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点。県内複数箇所に設置。

《広域防災拠点の機能》(第3章)

機能を「人」「物」「情報」に区分し、整理。

備えるべき機能	広域支援拠点（タイプA）	後方支援拠点（タイプB）
①通信・移動機器機能	△	○
②支援割合の周囲活動支援機能	○	○
③災害医療活動支援機能	△	○
④広域医療搬送拠点機能	○	△
⑤被災地に近い場所で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点	○	○
⑥支援物資の受け入れ・分配機能	○	△
⑦ハリコフタ・基地・展開機能	○	○
⑧情報収集伝達機能	○	○

《広域防災拠点の配置地域》(第3章)

具体的な位置の決定

- 「分散連携型」の機能配置を前提としながら、配置地域に求められる要件を満たす地域（市町村）の絞り込みや、広域防災拠点として利用可能な施設の設置状況等の調査を実施した上で、県が決定。

《具体化に向けた今後の取組》(第4章)

1 具体的な位置の決定

- 「分散連携型」の機能配置を前提としながら、配置地域に求められる要件を満たす地域（市町村）の絞り込みや、広域防災拠点として利用可能な施設の設置状況等の調査を実施した上で、県が決定。

2 広域防災拠点整備までのスケジュール

- 年度 実施項目
- H25 ○ 広域防災拠点整備アドバイザーミーティング（仮称）の設置（広域防災拠点整備構想委員会を改組）
- 広域防災拠点活用可能施設調査（仮称）の実施
- 広域防災拠点整備計画（仮称）の策定

3 広域的な連携体制の構築

- 広域防災拠点の配置先の市町村との調整・同意
- 広域防災拠点の運用や広域的な連携体制の検討
- H26～27 ○ 広域防災拠点（広域支援拠点）の整備
- 点・後方支援拠点）の整備
- 県地域防災計画へ位置付け

4 広域的な連携体制の構築

- 県外で災害が発生した場合の広域防災拠点の対応の方針を整理。
- 広域防災拠点と県内市町村との連携、国との連携と役割分担について、今後検討。

【構想策定に当たっての基本的考え方】(第2章)

1 考え方

○ 広域防災拠点は、人の命を守るためにベースとなるところ。

○ 主に発災直後からを想定し検討を進めるが、当然、平常時の活用も念頭に。

○ 広域防災拠点は、物流、人の移動、情報の伝達の節約的な役割を担う場所であり、それらはネットワーク化。

○ 東日本大震災津波における遠野は一つの良い参考例。それが県内他地域にもあれば有用。

○ 広域防災拠点は、県内だけでなく、県境を越えて拡大していく視点も必要。

【広域防災拠点の配置】

《広域防災拠点の定義》(第3章)

本県の広域防災拠点とは、次の二つのタイプの防災拠点から構成され、災害時に、相互に連携し、一体として応急救援機能を有するものをいう。

- 【広域支援拠点（タイプA）】**
効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点。県内1箇所に設置。
- 【後方支援拠点（タイプB）】**
被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点。県内複数箇所に設置。

《広域防災拠点の機能》(第3章)

機能を「人」「物」「情報」に区分し、整理。

《広域防災拠点の配置》(第3章)

機能を「人」「物」「情報」に区分し、整理。

《広域防災拠点整備構想委員会の議論を踏まえ構想を作成》

県内で発生が想定される大規模災害に対応できるよう広域防災拠点に備えるべき機能や災害に対する安全性（耐震性・耐浪性等）の確保を考慮し配置。

- 【広域支援拠点（タイプA）】**
県央部を中心とした地域に配置
- 【後方支援拠点（タイプB）】**
県南部・県北部にそれぞれ2箇所程度配置

（注）図中の網掛け範囲は、配置地域をわかりやすく示したものである。

※ すべての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置する「集中配置型」の整備は、長期的な課題として、国による支援制度の創設の動きなども注視しながら、検討を検討。

パブリック・コメント、意見照会等で提出された主な意見と検討結果

構想素案に対するパブリック・コメント、意見照会（市町村・防災関係機関）等で提出された意見のうち、構想の趣旨と同じもの及び具体化に向けた今後の取組への参考としたものは以下のとおり（意見区分：パブコメ、市町村、防災関係機関、第4回委員会）。

【パブリック・コメントの構想への反映状況】

区分	内容	意見件数
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、構想素案を修正したもの	21
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、構想素案を修正したもの	1
C（趣旨同一）	意見と構想素案の趣旨が同一であると考えられるもの	15
D（参考）	構想素案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	37
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	0
F（その他）	その他のもの（構想素案の内容に関する質問等）	2
計		76

※ パブリック・コメント等は、平成24年11月下旬から12月下旬まで1カ月間実施。

1 第1章（構想策定の目的等）に対する主な意見

	主な意見	検討結果（県の考え方）
構想策定に当たって 想定する災害	構想策定に当たって、十和田火山の大噴火、東岩手山における山体崩壊、東北地方太平洋沖地震のアウターライズ地震、北海道太平洋沖巨大地震、折爪断層等の災害が想定されていない（パブコメ）。	構想の中で想定する災害については、現段階では、県地域防災計画における災害の想定に基づいていますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。

2 第2章（広域防災拠点整備構想委員会における議論等）に対する主な意見

なし

3 第3章（本県における広域防災拠点整備の基本的考え方）に対する主な意見

	主な意見	検討結果（県の考え方）
広域防災拠点の備え るべき機能	本県における広域防災拠点に備えるべき機能に、「発電機能」を加えるべき（市町村）。	広域防災拠点は、災害時においても拠点として機能するよう、活用する施設には自家発電機を備えていることが望ましいと考えています。御意見については、広域防災拠点の配置に関する今後の検討において参考とさせていただきます。

	主な意見	検討結果（県の考え方）
広域防災拠点の備えるべき機能	広域医療搬送において、スムーズに活動するためには、国との情報のやり取りをうまく行うことが重要（第4回委員会）。	御意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
	広域防災拠点については、全国から派遣される警察災害派遣隊の部隊集結場所、一時待機・宿泊場所、他機関との連絡・調整場所としての活用にも、可能な範囲で配慮のこと（防災関係機関）。	御要望については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
	現在あるものを組み合わせた情報通信の確保も機能として入れたほうがよい。東日本大震災津波の災害対応において、各機関においてどのような情報が収集・集約・発信されたのか検討することも必要（第4回委員会）。	広域防災拠点の情報収集伝達機能については、災害時に現地情報等の収集・集約・伝達が関係機関の間で適切に行われるよう、手段となる情報通信の確保等を含め、御意見も参考に、今後検討していきます。
	情報収集・発信のための通信機能確保、情報収集・集約・発信機能についての業務フローの検討が必要。積極的な情報収集や情報発信のしきけも検討する必要（第4回委員会）。	広域防災拠点の情報収集伝達機能については、災害時に現地情報等の収集・集約・伝達が関係機関の間で適切に行われるよう、手段となる情報通信の確保や積極的な情報収集・発信のあり方等を含め、御意見も参考に、今後検討していきます。
	ボランティア等のベースキャンプ機能も入れるべき（第4回委員会）。	広域防災拠点については、災害応急対策等を実施する支援部隊等の集結拠点、活動拠点等として整備していくとの考え方を基に、必要な機能を検討してきたものであり、本県の広域防災拠点としての位置付けやその役割に鑑みると、ボランティア等のベースキャンプについては、広域防災拠点とは別の枠組みで検討する必要があり、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
確保に関する動き 災害時の通信手段	国の動きの記述のみで、県独自の考えが示されていない。古くからの無線通信の有効性を再度認識すべき（パブコメ）。	広域防災拠点の情報収集伝達機能については、災害時に現地情報等の収集・集約・伝達が関係機関の間で適切に行われるよう、手段となる情報通信の確保等を含め、御意見も参考に、今後検討していきます。

	主な意見	検討結果（県の考え方）
広域支援拠点に備えるべき機能	内陸部の大規模災害を想定し、広域支援拠点にも前進基地の役割が必要（第4回委員会）。	広域支援拠点は、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する機能を有する拠点と位置付け、前進基地である後方支援拠点と連携して被災地支援に対応することとしてありますが、御意見については、参考とさせていただきます。 なお、後方支援拠点の配置地域については、内陸部で大規模災害が発生した場合にも対応できるよう、構想に掲げる配置地域に求められる要件や活用可能施設調査等を基に総合的に検討していきます。
備えるべき機能 後方支援拠点に	後方支援拠点の支援体制の強化のため、燃料（ガソリン、軽油、灯油）を支援部隊に提供できるような施設整備もしくは体制構築、前線基地（駐車場、資材置場）の場所を円滑に確保できる仕組みづくり。後方支援拠点は電力供給が断たれた場合のバックアップ電源（発電機等）の施設が必要（防災関係機関）。	後方支援拠点が、災害時に被災地支援を担うための前進基地として機能することができるよう、その体制の整備を進めていく必要があると認識しており、御意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
平時における活用	使用期限等を有する物については、できるだけ地元調達による協定や農家からの買い上げを検討することにより保存、廃棄のコストを低減すべき（市町村）。 平常における物資・資機材の備蓄機能について、平常時にどのように管理していくかが大事（第4回委員会）。	御意見については、備蓄品の選定、維持管理の検討に際し参考とさせていただきます。 構想では、平常時における備蓄品の維持管理の必要性について明記しており、整備に当たっては十分留意していくこととしています。
地域 広域支援拠点の配置	県災害対策本部が、地震動、火碎サージの影響によって使用不能となる場合を想定すべき（パブコメ）。	県災害対策本部の代替機能のあり方については、この構想とは別に、県の業務継続計画（いわゆるBCP）の中で位置付けることとし、現在、検討を進めているところです。御意見については、この検討に際し参考とさせていただきます。

	主な意見	検討結果（県の考え方）
広域支援拠点の配置地域	配置地域に求められる要件に「火山灰及び火碎流、ラハールの影響を受けないこと」という項目がない。アピオが火山災害によって使用不能になることを想定すべき（パブコメ）。	広域支援拠点の「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設としては、アピオ以外の大規模催事場等の施設の活用も想定しています。
	アピオ、消防学校両施設が被害を受ける場合も想定し、それ以外の施設も想定すべき（防災関係機関）。	広域支援拠点については、配置地域に求められる要件や活用可能施設調査等を踏まえ、アピオや消防学校以外の施設についても検討していく予定です。
後方支援拠点の配置地域	後方支援拠点を久慈市に整備すべき（パブコメ）。	後方支援拠点の配置については、構想に掲げる配置地域に求められる要件や活用可能施設調査等を基に総合的に検討することとしています。御意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
	「⑤ 県北及び県南地域における沿岸部と内陸部の中間エリアであること」は削除すべき（パブコメ）。	この要件は、構想において、内陸部と沿岸部それぞれで想定される大規模災害に対して、被災地支援を効率的かつ迅速に行うために、内陸部と沿岸部の間にあるエリアを後方支援拠点の配置地域として想定するとしたものであり、後方支援拠点の配置を検討するために必要な要件の一つと考えています。ご意見については、参考とさせていただきます。
	今後の整備が可能なところや既存施設の転用が可能なところも対象とすべき（パブコメ）。	後方支援拠点の配置については、構想に掲げる配置地域に求められる要件や活用可能施設調査等を基に総合的に検討することとしています。御意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
	災害時の迅速な対応や輸送時のリスクを勘案した場合、被災想定地域に近く、かつ被災するリスクの少ない場所（高台など）とすべき。リスク分散を図る上でも、内陸部と沿岸部に分けて考える必要があり、陸上交通のみならず海上交通の有用性についても十分考慮した配置をすべき（市町村）。	後方支援拠点は、被災地により近い場所で被災地支援を担うための前進基地であり、配置にあたっても、拠点の災害に対する安全性（耐震性・耐浪性等）の確保について考慮することを構想の中に明記しています。 また、構想では、内陸部と沿岸部それぞれで発生する大規模災害を想定し、各地域で発生する大規模災害に対しても、陸上からの支援展開のほか、港湾を活用した海側からの支援展開も想定しています。

	主な意見	検討結果（県の考え方）
後方支援拠点の配置地域	「復興道路等の整備計画を考慮」とあるが、当局の計画を踏まえた構想としてほしい（防災関係機関）。	広域防災拠点の配置や後方支援体制の構築に当たっては、内陸部と沿岸部の道路アクセスの状況や、復興道路等の整備計画を考慮する必要があるとしたところであり、県のほか、国、市町村の整備計画も考慮していくこととしています。
	NTTでは、宮古・釜石（上中島）・水沢の各有人ビルをサテライト拠点、二戸・久慈・岩泉・遠野の旧営業支店を災害対策拠点（前進基地）としているので。県設置の広域防災拠点も、前進基地と近隣に設置して頂くことにより、情報共有が円滑となり復旧等への早期対応が可能（防災関係機関）。	広域防災拠点の配置については、構想に掲げる配置地域に求められる要件や活用可能な施設調査等をもとに総合的に検討することとしています。御意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
整備イメージ	広域防災拠点は県央部に設置せず、北上高地の北部と南部に1カ所ずつ、計2カ所の広域防災拠点とすべき。盛岡全域壊滅を必ず考慮すべき（パブコメ）。	広域防災拠点の機能配置については、大規模災害の発生により、全ての機能が被災するリスク等を考慮し、集中配置型ではなく分散連携型を選択したのですが、御意見については、後方支援拠点におけるヘリポートの配置も含め、今後の検討に際し参考とさせていただきます。

4 第4章（具体化に向けた今後の取組（平成25年度以降の取組））に対する主な意見

	主な意見	検討結果（県の考え方）
構想実現に向けた計画の策定	「広域防災拠点整備計画（仮称）」の策定に当たっては、市町村との連携、役割分担をきちんと決めていただきたい（防災関係機関）。	広域防災拠点を活用した的確な災害応急対策等の実施については、国・県・市町村等との効果的な連携や役割分担、情報共有等が重要と認識しています。御意見については、構想の第4章において、具体化に向けた今後の取組の一つとして整理したところであります。

	主な意見	検討結果（県の考え方）
広域的な連携体制の構築	防災拠点の運営に民間事業者を参加させるべき。広く自治体、企業、NPO、自治組織など災害時対応の核となる組織が参加した運営が望まれる（パブコメ）。	広域防災拠点については、災害応急対策等を実施する支援部隊等の集結拠点、活動拠点等として整備していくとの考え方を基に、必要な機能を検討してきたものであり、災害時における拠点の運営主体については、県、市町村、支援部隊等を主に想定しています。 この運営主体のうち、民間事業者は、インフラ・公共土木施設等の復旧活動部隊が該当しますが、それ以外の企業等の拠点への運営参加については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
	大規模災害では、広域防災拠点施設の設置市町村も被災していることについて考慮すべき。防災拠点施設の設置市町村の被災状況を考慮した県・周辺市町村との連携を検討する必要（市町村）。	広域防災拠点の配置に当たっては、県・周辺市町村との実効性のある連携体制を構築できるよう、平成25年度から取り組んでいく予定としています。
	広域防災拠点等の立ち上げから収束までの一連を見通した運用方法の検討や日常業務との調整、国・県の出先機関と被災・非被災市町村との連携方法等についても考慮する必要（市町村）。	広域防災拠点を活用した的確な災害応急対策等の実施については、国・県・市町村等との効果的な連携や役割分担、情報共有等が重要と認識しています。御意見については、構想の第4章において、具体化に向けた今後の取組の一つとして整理したところであります。平成25年度から取り組んでいく予定としています。
	隣接県外市町村への支援を後方支援拠点の判断で即応できるようにすべき（市町村）。	広域防災拠点の運用等については、各拠点が連携した一体的な運用等を確保するため、県災害対策本部の指示・調整の下で行う必要があると考えていますが、その機動性を確保する観点から、広域防災拠点において判断し、行動する基準などについて、平成25年度以降の取組において検討する予定としています。

	主な意見	検討結果（県の考え方）
広域的な連携体制の構築	どのような場合に、広域防災拠点を立ち上げるか（もしくは機能させるか）についての条件の整理が必要。トリガーとなる外力（災害や事故）の整理と行政上の手続き（たとえば、県災害対策本部等が認めたときなど）の検討が必要（第4回委員会）。	広域防災拠点の立上げや運用方法等については、平成25年度以降の取組として検討を進める予定としています。
	広域防災拠点における「本部機能（事務局機能）」のさらなる検討が必要。構成員、意思決定の範囲、県災害対策本部との役割分担、広域防災拠点で判断可能な範囲について定める必要（第4回委員会）。	広域防災拠点の本部機能（事務局機能）については、平成25年度以降の取組として検討を進める予定としています。
	広域防災拠点を踏まえた、各行政における災害対策本部機能との関わりの整理が必要。県の出先機関（振興局など）、国の出先機関等との関わりの整理が必要（第4回委員会）。	広域防災拠点と国・県・市町村の各災害対策本部との関わりの整理については、平成25年度以降の取組として検討を進める予定としています。
	どういう情報を共有するのか、あらかじめ他県や市町村と検討しておく必要（第4回委員会）。	御意見については、具体化に向けた今後の取組として位置付け、平成25年度以降、本県の広域防災拠点と他都道府県や県内市町村との効果的な連携や役割分担、情報共有等について検討していく予定としています。

5 その他の意見

	主な意見	検討結果（県の考え方）
	広域防災拠点に配備する車両については、ガソリンとLPGガスの2種類を燃料源として走行できるLPGバイフルエル車を選択すべき（パブコメ）。	広域防災拠点については、災害応急対策等を実施する支援部隊等の集結拠点、活動拠点等として整備していくとの考え方を基に、必要な機能を検討してきたのですが、支援部隊等の移動手段については、支援部隊等が有する車両やヘリコプターなど、平常時から管理・使用するものを活用することとしています。 御意見については、今後の県における防災対策の推進に当たり、参考とさせていただきます。

主な意見	検討結果（県の考え方）
防災拠点または被災地現場での使用を想定したポータブル発電機（1800Wh以下）については、LPGガスを燃料とするものを配備すべき（パブコメ）。	広域防災拠点は、災害時においても拠点として機能するよう、活用する施設には自家発電機を備えていることが望ましいと考えています。御意見については、広域防災拠点の配置に関する今後の検討において参考とさせていただきます。
医薬品・医療機器に関する備蓄について準備する。医療機関、医薬品・医療機器のメーカー、供給業者を防災拠点の運営に参加し、災害時に必要となる医薬品、医療機器のリストを全県的に把握すべき。必要な程度の備蓄を防災拠点または県内の企業や自治体の倉庫で保管。発災後24時間から数日以内に必要となるものについては極力防災拠点内に備蓄、管理。維持管理や費用は、公的な負担で対応（パブコメ）。	広域防災拠点については、災害応急対策等を実施する支援部隊等の集結拠点、活動拠点等として整備していくとの考え方を基に、必要な機能を検討してきたものです。 このうち、災害時の医療活動を支援する機能として「災害医療活動支援機能」と「広域医療搬送拠点機能」の二つを検討していますが、御意見にあった広域防災拠点運営への医薬品・医療機器メーカー、供給業者の参加については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
医薬品・医療機器の供給について、医療機関以外の介護福祉施設への医薬品、食糧の供給にも支援体制を整備すべき（パブコメ）。	災害時における医薬品・医療機器の確保については、県地域防災計画や既に締結している「災害時における医薬品等の確保に関する協定」に基づき対応していく考え方であり、これらと広域防災拠点との連携については、御意見も踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。
紫波SA及び岩手山SAにおいて備蓄を行っているので、災害時における支援が可能。緊急時においては、警察または自衛隊の陸上側からの支援により緊急ヘリの離着陸が可能と想定（防災関係機関）。	情報提供の内容については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。
先の県総合防災訓練での総合調整所について、市の対応状況や各部の動きがわかりとても良かった（防災関係機関）。	御意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきます。

用語説明

(50 音順)

用語	説明	掲載ページ
衛星通信	赤道上空約3万6千kmの静止軌道上に打ち上げられた衛星に向けて送信局から膨大な情報を送信した後、地球にある受信局に向けて一斉配信する通信システムのこと。通信衛星は宇宙空間にあるため、地震や津波など地上の自然災害の影響を受けにくい。	29
海溝型地震	海洋性プレートが陸側プレートの下に沈み込んでいく海溝部付近で発生するプレート境界型地震。プレート運動によって引きずり込まれた陸側のプレートが、突然、跳ね返ることによって発生し、強い揺れと同時に、海底の急激な隆起に伴って津波を生じることが多い。	7~9、12、22、23
火碎サージ	火碎流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするもの。	11
火碎流	火山灰・れき・岩塊などが火山ガス、空気とともに流动状態になって斜面を流下する現象。	11
火山泥流	高温の火山噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とができる泥流。	11
基幹的広域防災拠点	「広域防災拠点のうち、防災活動拠点として国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設」（首都圏広域防災拠点整備基本構想）であり、「国の現地対策本部、被災府県市の責任者及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として機能する」（京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想）とされているもの。現在、国の中幹的広域防災拠点として、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点と堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点が整備。	13、25、26、31
広域医療搬送	被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含むもの。	2、6、20、27、30、32、33、37、42、43、49
広域支援拠点 (タイプA)	本県に整備する広域防災拠点のうち、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する“人”、“物”、“情報”に関する機能を有する防災拠点。設置数は県内1箇所。	19、21、28、30、32～35、37～40、42

用語	説明	掲載ページ
広域防災拠点	広域防災拠点は、国等の報告書において、様々な定義が行われているが、本県に整備する広域防災拠点とは、個々の防災拠点が備える機能の違いによって、「広域支援拠点（タイプA）」と「後方支援拠点（タイプB）」という二つのタイプの防災拠点から構成され、災害時には相互に連携しながら、一体として防災拠点機能を発揮できる形態のものと定義。	1、7、12～19、20、21～34、36～42
後方支援拠点（タイプB）	被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する“人”、“物”、“情報”に関する機能を有する防災拠点。設置数は県内複数箇所。	4、5、7、18、19、21、22、27、28、30、32～35、37～40、42
災害拠点病院	「災害発生時における初期救急医療体制の充実強化について」（平成8年5月10日健政発第451号厚生省健康政策局長通知）に定められた「災害拠点病院指定要件」を満たしたものについて、都道府県が指定しており、本県では、基幹的災害拠点病院として2病院、地域災害拠点病院として9病院が指定。	2、24、26、27
支援部隊	被災地で現場活動を行う、警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）・公共土木施設等の復旧活動部隊のこと。	5、18、24、25、26、27、30、32、33、35～37、41、42
集中配置型	広域防災拠点の機能配置の考え方のうち、すべての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置するもの。	31、32、42
ステージングケアユニット（SCU）	主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。	2、3、6、27
D M A T	災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームのこと。	2、3、27
土石流	土砂や岩屑などが水とともに高速度で流下する現象。	11
内陸直下型地震	都市部直下のごく浅いところに発生する被害地震。通常、内陸の活断層を震源とする地震が大都市のすぐ近くに発生した場合、局地的な強い揺れと被害を生じ、直下型地震と呼ばれることが多い。	7、8、12、13、21、23

用語	説明	掲載ページ
V S A T	Very Small Aperture Terminal の略で、超小型アンテナの地球局の意。	29
分散連携型	広域防災拠点の機能配置の考え方のうち、個々の機能を一定のエリア内の複数箇所（施設・敷地）に分散させ連携（ネットワーク化）して配置するもの。本県の広域防災拠点の機能配置は、分散連携型を採用。	31、32、33、38、42

